

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月24日

【事業年度】 第15期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 ビープラッツ株式会社

【英訳名】 BPLATS, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤田 健 治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 03-6262-9434

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 伊 藤 淳 一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田練堀町3番地

【電話番号】 03-6262-9434

【事務連絡者氏名】 取締役副社長 伊 藤 淳 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第11期 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 |
|--|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月 | 2017年3月 | 2018年3月 | 2019年3月 | 2020年3月 | 2021年3月 |
| 売上高 (千円) | | | | 537,267 | 754,742 |
| 経常利益又は 経常損失() (千円) | | | | 174,283 | 35,004 |
| 親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失() (千円) | | | | 184,802 | 30,950 |
| 包括利益 (千円) | | | | 182,725 | 20,009 |
| 純資産額 (千円) | | | | 358,228 | 404,499 |
| 総資産額 (千円) | | | | 898,369 | 940,808 |
| 1株当たり純資産額 (円) | | | | 147.71 | 169.65 |
| 1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額() (円) | | | | 80.08 | 13.30 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円) | | | | | 12.74 |
| 自己資本比率 (%) | | | | 38.0 | 42.4 |
| 自己資本利益率 (%) | | | | | 8.4 |
| 株価収益率 (倍) | | | | | 179.1 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | | | | 33,734 | 266,238 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | | | | 278,572 | 220,241 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | | | | 273,739 | 51,857 |
| 現金及び現金同等物 の期末残高 (千円) | | | | 289,527 | 283,667 |
| 従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名) | | | | 58 | 51 |

(注) 1. 第14期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれていません。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、第14期においては1株当たり当期純損失金額であるため、記載していません。

4. 自己資本利益率については、第14期においては親会社株主に帰属する当期純損失を計上しているため記載していません。

5. 株価収益率については、第14期においては1株当たり当期純損失金額であるため記載していません。

6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)については、[]内に年間の平均雇用人員数を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第11期 | 第12期 | 第13期 | 第14期 | 第15期 |
|-----------------------------------|-----------|-----------|-------------------|------------|-------------|
| 決算年月 | 2017年3月 | 2018年3月 | 2019年3月 | 2020年3月 | 2021年3月 |
| 売上高 (千円) | 505,155 | 561,148 | 635,266 | 534,571 | 754,083 |
| 経常利益又は 経常損失() (千円) | 29,215 | 51,764 | 4,799 | 175,548 | 52,340 |
| 当期純利益又は 当期純損失() (千円) | 30,653 | 40,469 | 8,527 | 186,918 | 30,854 |
| 持分法を適用した 場合の投資利益 (千円) | | | | | |
| 資本金 (千円) | 302,300 | 352,300 | 483,632 | 492,928 | 506,102 |
| 発行済株式総数 普通株式 (株) | 20,000 | 1,009,480 | 2,302,264 | 2,311,940 | 2,350,596 |
| A種優先株式 | 12,500 | | | | |
| B種優先株式 | 14,800 | | | | |
| 純資産額 (千円) | 97,349 | 237,819 | 507,702 | 339,335 | 396,452 |
| 総資産額 (千円) | 348,066 | 476,745 | 791,820 | 876,520 | 931,679 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 307.53 | 117.79 | 220.52 | 146.80 | 168.71 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円) | () | () | () | () | () |
| 1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額() (円) | 16.20 | 20.67 | 3.74 | 80.99 | 13.26 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円) | | | 3.44 | | 12.70 |
| 自己資本比率 (%) | 28.0 | 49.9 | 64.1 | 38.7 | 42.6 |
| 自己資本利益率 (%) | | 24.1 | 2.3 | | 8.4 |
| 株価収益率 (倍) | | | 1,287.4 | | 179.6 |
| 配当性向 (%) | | | | | |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | 14,135 | 106,828 | 87,454 | | |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | 85,857 | 97,339 | 287,453 | | |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | 99,228 | 26,928 | 343,755 | | |
| 現金及び現金同等物 の期末残高 (千円) | 80,453 | 116,869 | 260,626 | | |
| 従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名) | 44 〔 〕 | 41 〔 〕 | 47 〔 〕 | 58 〔 〕 | 51 〔 〕 |
| 株主総利回り 〔比較指標：東証マザーズ 指数〕 (%) | | | 86 〔84〕 | 13 〔54〕 | 42 〔105〕 |
| 最高株価 (円) | | | 5,670 (14,450) | 4,915 | 4,335 |
| 最低株価 (円) | | | 4,690 (5,090) | 550 | 623 |

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第11期は、事業規模拡大に伴う開発コストや従業員数の増加による人件費が増加したこと等により、経常損失及び当期純損失を計上しております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第13期までは関連会社が存在しないため、また、第14期以降は連結財務諸表を作成しているため記載しておりません。
4. 当社は、2017年9月15日開催の臨時株主総会決議により、2017年9月20日付で普通株式2,000株の有償第三者割当増資を実施いたしました。
5. 第11期の1株当たり純資産額については、A種優先株式及びB種優先株式に優先して配分される残余財産額を純資産の部の合計額から控除して算定しており、計算結果はマイナスとなっております。
6. 当社は、2017年9月20日付で、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式8,574株につき普通株式9,380株、B種優先株式1,020株につき普通株式1,020株を交付しております。また、その後2017年9月20日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。加えて、当社は、2017年11月1日付で、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式3,926株につき普通株式4,294株、B種優先株式13,780株につき普通株式13,780株を交付しております。また、その後2017年11月14日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。これらの結果、本書提出日現在におけるA種優先株式及びB種優先株式はいずれもありません。なお、当社は、2017年11月14日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の規定を廃止しております。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、当社は配当を実施していないため記載しておりません。
8. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高がありますが、第12期までは当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、第14期については1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
9. 第11期及び、第14期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
10. 株価収益率については、第12期までは当社株式が非上場であったため、第14期については当期純損失を計上しているため記載しておりません。
11. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)については、[]内に年間の平均雇用人員数を外数で記載しております。
12. 第11期、第12期、第13期、第14期及び第15期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
13. 当社は、2017年11月30日付で普通株式1株につき20株、2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を記載しております。
14. 株主総利回りについては、第12期までは当社株式は非上場であったため株価が把握できないため記載しておりません。
15. 最高・最低株価は、第12期までは当社株式は非上場であったため株価が把握できないため記載しておりません。第13期以降については東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。なお、第13期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式分割前の最高株価及び最低株価を()内に記載しております。
16. 第14期より連結財務諸表を作成しているため、第14期以降の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

2 【沿革】

当社は、2006年11月に東京都港区において販売課金プラットフォームをクラウドサービスとして提供することを目的とする会社として、「ビープラッツ株式会社」の商号で創業いたしました。

設立後の事業の推移等の沿革は次のとおりであります。

| 年月 | 概要 |
|----------|--|
| 2006年11月 | 東京都港区にビープラッツ株式会社を設立 |
| 2008年 8月 | 本社を東京都千代田区に移転 |
| 2009年 9月 | クラウドマーケットプレイスサービス（注1）「SaaSplats®」の提供開始 |
| 2010年 9月 | サブスクリプションプラットフォーム（注2）「Bplats®」（現「Bplats® Channel Edition」）の提供開始 |
| 2011年 4月 | 楽曲等自主制作コンテンツの利用開発及び著作権管理を目的として、株式会社自主制作コンテンツ出版管理機構を設立（2015年3月に解散） |
| 2014年12月 | MVNO事業者（注3）向け「Bplats® for MVNO」の提供開始 |
| 2015年 4月 | 東日本電信電話株式会社（NTT東日本）、西日本電信電話株式会社（NTT西日本）の光コラボレーション事業者（注4）向け「Bplats® for 光コラボ」の提供開始 |
| 2016年 4月 | 福岡県北九州市小倉北区に新たな開発拠点として「九州開発センタ（現ビープラッツ・サブスクリプションセンター）」を開設 |
| 2017年 2月 | ISO 9001:2015（品質マネジメント）（注5）及びISO/IEC 27001:2013（情報セキュリティマネジメント）（注6）の各認証を取得 |
| 2017年 3月 | ISO/IEC 27017:2015（クラウドサービスセキュリティ）（注7）の認証を取得 |
| 2017年 6月 | サブスクリプションプラットフォーム「Bplats® Platform Edition」の提供開始 |
| 2018年 4月 | 東京証券取引所マザーズに株式を上場 |
| 2018年 8月 | サブスクリプションプラットフォーム「Bplats® Platform Editionバージョン2.0」の販売開始 |
| 2019年 4月 | 連結子会社、株式会社サブスクリプション総合研究所を設立 |
| 2019年 6月 | 連結子会社、株式会社サブスコアを設立 |
| 2019年 7月 | 富士通株式会社に「Bplats® Platform Edition」のOEM提供開始 |
| 2019年 9月 | NTTコミュニケーションズ株式会社に「Bplats® Platform Edition」の提供開始 |
| 2020年 6月 | 株式会社NTTデータに「Bplats® Platform Edition」の提供開始 |
| 2020年10月 | 「B2E（Business to Employee）サブスクリプション」としての「サブかん®」の提供開始 |
| 2021年 1月 | 北九州システムインテグレータネットワークの『Kitakyushu SlerNet DX Marketplace』に「Bplats® Platform Edition」の提供開始 |

- (注) 1. クラウド（主にSaaS）形態のサービスを主要な取り扱い対象としており、事業者が様々な分野の業務システムに関する情報収集、選定/導入を行えるWebサイトやサービス。
2. 事業者が定期サービスや月額課金といった「サブスクリプション」の運用を行うための統合プラットフォーム。
3. 無線通信回線設備を開設・運用せずに、自社ブランドで携帯電話やPHSなどの移動体通信サービスを行う事業者。
4. NTT東日本・NTT西日本が提供しているブロードバンドサービス（アクセス回線）「フレッツ光」の提供を各事業者が受け、フレッツ光の速度・品質はそのままに各事業者が自社ブランドでアクセス回線サービスを行う事業者。
5. スイスのジュネーブに本部を置く非政府機関 International Organization for Standardization（ISO、国際標準化機構）が制定を行っている、品質マネジメントシステム（QMS）の国際規格。
6. 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格。
7. クラウドサービスの提供や利用に対して適用されるクラウドセキュリティの国際規格。

3 【事業の内容】

当社グループは、「ビジネスのプラットフォームをつくる」目的を社名に冠し、「サブスクリプションをすべてのビジネスに」というミッションのもと、ビジネスプラットフォームを提供する企業、「The Business Platform Company」として活動しております。

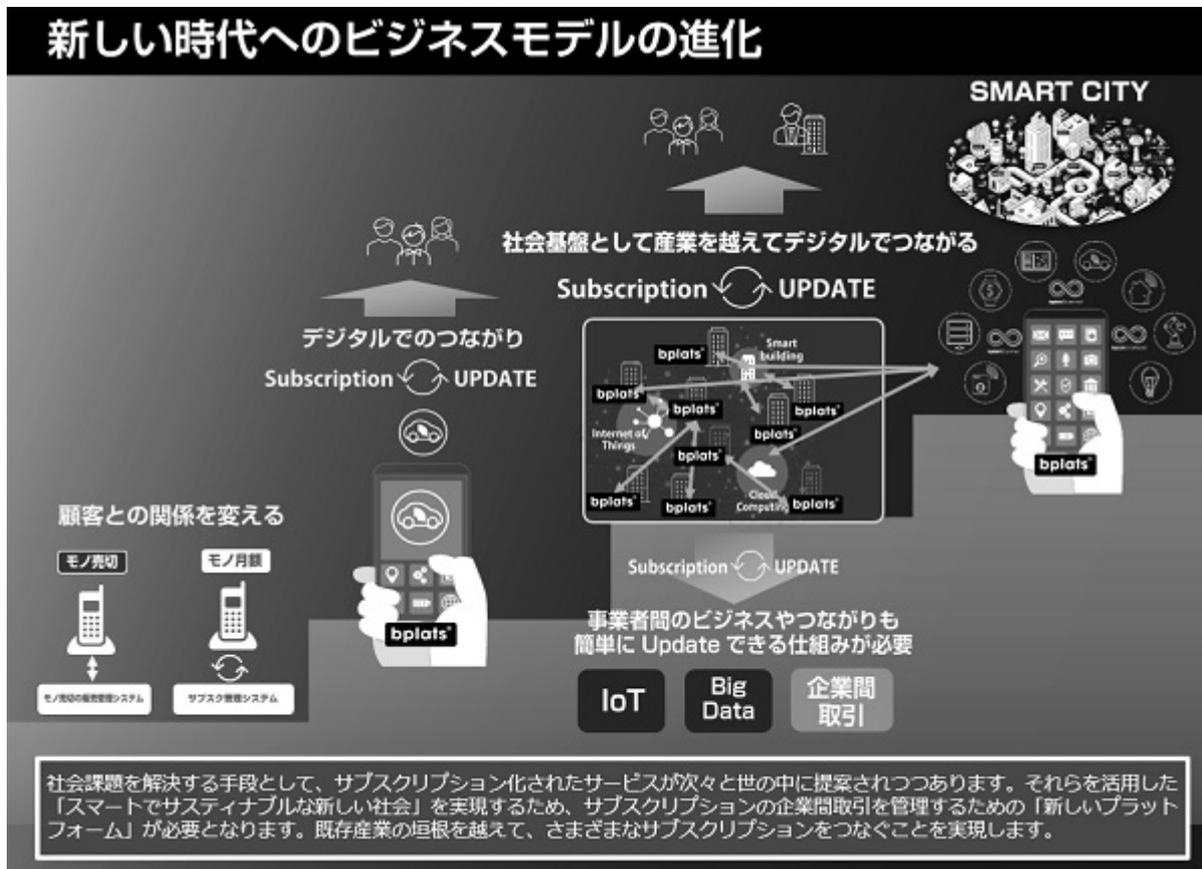
現在、「所有」から「利用」へとといったライフスタイルの変化、それらを支えるクラウドコンピューティング、スマートフォンといった技術の進化によって加速するビジネスの変化、「モノ」から「コト」へといわれるIoT（Internet of Things、以下「IoT」という。）といった新たな潮流のなか、デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進により、既存産業の垣根を超え、モノ、5Gをはじめとする通信、クラウドコンピューティング、データ等を活用したすべての産業がつながる時代が到来しつつあるものと思料しております。

当社グループは、こうした社会の変化・技術革新による事業構造の進化による新しいビジネスモデル創出の時代に、ビジネスを創造し変革する企業に向けて、事業構造の変化を支えるサブスクリプション（継続従量課金）のためのプラットフォームシステム「Bplats®（ビープラッツ）」の開発及びクラウドサービスとしての提供を行っております。このように、ビジネスモデル転換や新たな価値創造を支えるサブスクリプションビジネスの「基盤」を通じて日本企業の強みを生かしたビジネス革命を後押しする契約・取引・課金のビジネスプラットフォームを提供することを経営方針としております。

従来はサブスクリプション管理システムを提供する事業としてスタートしてはりましたが、現在では仕入先/販売先をつなぎサブスクリプション全体を支えるエコシステムを提供するようになっており、大手企業を中心に既に146社（2021年3月末現在）の顧客にご利用いただいております。

また、メーカーがモノの所有を継続しながら利用者にコトとして提供することによって廃棄ゼロを目指す活動や、地域や産業を越えて新しいデジタル技術の活用などを促進するなど、スマートでサステナブル（持続可能）な「新しい社会」の実現や、ゼロカーボンシティを目指す「新しい都市」の在り方、IoTなどの先端技術がデジタルでつながる「新しいデジタル流通」といったさまざまな社会課題の解決に、サブスクリプションが活用されるようになりつつあります。当社グループは単なる「サブスクリプション化」を行う、管理するといった支援するにとどまらず、サブスクリプションを前提として新しいビジネスをどのように構築するかといった「新しいつながり、新しいビジネス共創」を実現するためのプラットフォーム展開を促進してまいります。

新しい時代へのビジネスモデルの進化



当社グループのセグメント情報について、当社グループの主たる事業はサブスクリプション事業であり、その他の

事業の売上高、セグメント利益の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

当社の提供する「Bplats®」は、サブスクリプションビジネスを行う事業者向けの製品であり、1. バックオフィス向け管理機能（注1）、2. マーケットプレイス（注2）やマイページ（注3）といった販売向け・ユーザー向けフロント機能、3. 事業モデルを設計するための商流構築機能（「つながる」機能）を備えております。

また、「Microsoft CSPモジュール（注4）・光コラボレーションモジュール・SORACOMモジュール」等、特定のビジネス向けの処理を行うための事業基盤連携モジュールを備えており、対応業域への事業参加が可能になっております。

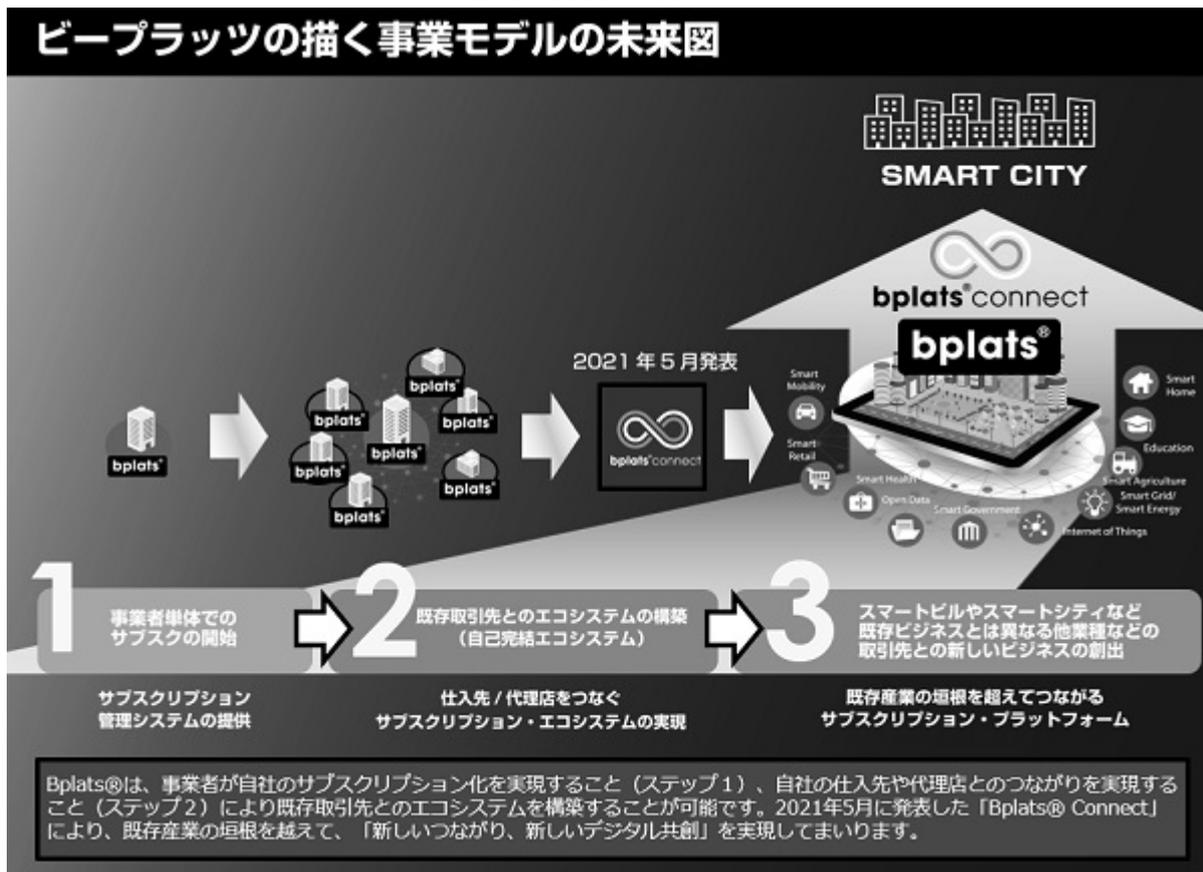
このように、ユーザー（利用者）に接し見積・販売や情報提供を行う機能から、注文の処理・契約管理や料金計算・請求・課金を行うバックオフィス機能までがひとつに統合され、更に事業モデル設計の機能も有することで、「Bplats®」は様々なサブスクリプション型のサービスを販売から管理まで一気通貫で行うことができ、サブスクリプションビジネスをワンストップで実現することができる、という特徴があるものと考えております。

一方、これと同時に必要な機能とモジュールのみを切り出し、また、必要なときに追加して活用いただくことができるようにも設計されており、これまで大企業で基幹システムにより管理されていることがみられた「売買情報」を中心とした仕組みに対し、サブスクリプションサービスを管理するための「契約管理・顧客管理・料金計算・課金管理」等の管理や料金計算機能だけを、個別に基幹システムの補完機能として活用いただくことも可能になっております。

また、「Bplats®」が持つ、他の大きな特徴として、事業モデルの設計に伴う売買モデルを構築することが可能となる、商流構築機能があります。様々な事業モデルにおいて、売り手と買い手が1対1でしか相対しない、単純な「直販型モデル」が採用されることはまれであり、実際は既存の販売チャネルの移管、仕入と卸し等、売買のエコシステム（注5）が必要とされることはサブスクリプションビジネスにおいても同様であります。また、「Bplats®」はこれら売買エコシステムの構築機能（「つながる」機能）を有しております。また、特にIoT等の新産業においては、物理的なデバイス、クラウドコンピューティングやアプリケーションと、それらの供給・受給が複雑に関係し、事業者が「売り手でもあり買い手でもあり」販売者が「買い手でもあり売り手でもある」ような、特有のエコシステムが要求されます。これは、旧来のモノ売りに代表される、一方向的な卸売りのエコシステムとは概念の異なるものであります。このような有機的な売買モデルにおいても、「つながる」機能で一気通貫的に構築・管理することが可能であります。

こうした、「Bplats®」が持つ「つながる機能」という大きな特徴は、事業者単体でのサブスクリプションビジネス展開に向けたサブスクリプション管理システムとしての利用から、複数の既存取引先（仕入先/販売先）とつながる自己完結型のサブスクリプション・エコシステムを実現するプラットフォームとしての利用、さらには、スマートビルやスマートシティなど、既存産業の垣根を超えて広くつながるサブスクリプションプラットフォームとしての利用を実現するものであり、それによりDX時代における既存ビジネスとは異なる他業種・他業界などの取引先との新しいビジネス創出の実現を可能とするものであります。

当社の描く事業モデルの未来図



デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進による既存産業の垣根を超えた新しいビジネスモデルは、社会に対して様々な変革をもたらします。しかしながら、新産業による技術的な変化・革新については世間の耳目を集めることが多い一方、新産業が変革するビジネスの態様に対応しうる仕組み・情報基盤はまだ少なく、企業側も変化していくビジネスモデルに対応できていないのが現状であります。これらの仕組み・情報基盤には、技術的な変化・革新への対応のみならず、決済等の金融的な要素、商品・サービスの価格決定スキームや販売チャネルの構築といったビジネス要素が求められるため、個々の企業が独自に研究・開発するには、手間と試行錯誤の負担を強いものとなります。一方、これらは新産業に携わろうとする各事業者において必須のものでありながらも、同時に各事業者のコアコンピタンスではありません。結果として、わが国において、新産業への期待の高まりや技術革新の進展に反し、ビジネス的な対応が遅れるケースが見られはじめるものと認識しております。

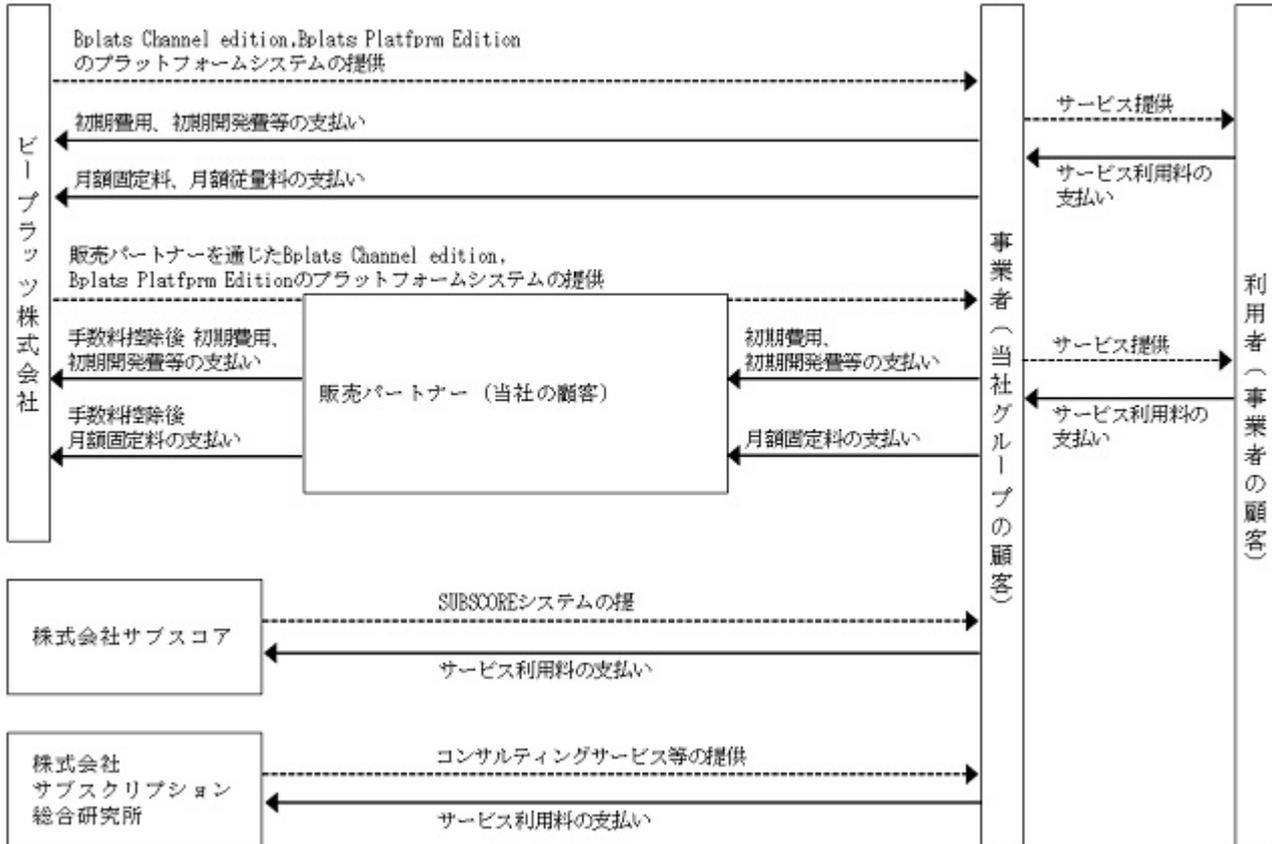
「ビジネスのプラットフォームをつくる」ことを社名に冠し、「情報基盤の創造によって、より豊かな社会の実現に貢献する」ことを理念として創業した当社は、一貫してサブスクリプションビジネスのためのプラットフォームシステム「Bplats®」の開発と提供を通じて、この課題に取り組んでまいりました。

当社は、各事業者がプラットフォームシステム「Bplats®」を活用することで、当社のノウハウを利用し本来の事業コアに集中できる環境を整えながら、効率的にサブスクリプションビジネスの創出・転換を行うことを加速させ、「新しいつながり、新しいデジタル共創」を実現することにより、日本の各産業の成長に貢献することを事業の目的とするものであります。

また、当社としては、産業深化が「所有」から「利用」へという社会経済の潮流変化への対応としての事業のサブスクリプション化の段階から、サブスクリプションを前提として新たなビジネス基盤を構築するという新たなステージに入りつつあることを見据え、デジタルエコシステムの提供によるサーキュラーエコノミー（循環型経済）やSDGsに言われるようなサステナブルな社会の実現へのさらなる貢献を目指すものであります。

- (注) 1. Bplats®を導入した事業者が、利用者のサブスクリプション契約や請求等の処理・管理を行うためのオンラインで提供する管理者専用機能。
 2. サブスクリプション販売の専用オンラインストアを利用できるBplats®の機能。
 3. 利用者がサブスクリプション契約状況や請求金額の確認、契約の変更や解約等の手続きをオンラインで行えるBplats®の機能。
 4. ソフトウェアを構成する機能毎のひとまとまりのことを指し、プログラムモジュールとも呼ぶ。
 5. 複数の企業が商品開発や事業活動などでパートナーシップを組み、互いの技術や資本を生かしながら、開発業者・代理店・販売店・宣伝媒体、更には消費者や社会を巻き込み、業界の枠や国境を超えて広く共存共栄していく仕組み。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 (百万円) | 主要な事業 の内容 | 議決権の所有 割合又は被所有 割合 | 関係内容 |
|-----------------------------------|-------------|--------------|---------------------------------------|-------------------------|--|
| (連結子会社) 株式会社サブスクリプション総合研究所 | 東京都 千代田区 | 10 | 出版・講演事業 コンサルティング事業 | (所有) 100.0% | 役員の兼任3名 |
| (連結子会社) 株式会社サブスコア | 東京都 千代田区 | 30 | サブスクリプションカスタマーサクセス事業 | (所有) 51.0% | 役員の兼任1名 |
| (その他の関係会社) 東京センチュリー株式会社 (注) | 東京都 千代田区 | 81,129 | 賃貸事業、 割賦販売事業、 営業貸付事業、 その他の事業 | (被所有) 31.9% | 当社システムの提供、 当社システムのOEM提供、 本社事務所及び事務機器の賃貸借取引、 資本業務提携等 |

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの主たる事業はサブスクリプション事業であり、その他の事業セグメントの重要性が乏しく情報の記載を省略しているため、部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

2021年3月31日現在

| 部門の名称 | 従業員数(名) |
|--------|---------|
| 営業部門 | 15 |
| 開発部門 | 10 |
| その他の部門 | 20 |
| 全社(共通) | 6 |
| 合計 | 51 |

(注) 1. 従業員数は、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。なお、臨時従業員数(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

当社的主たる事業はサブスクリプション事業であり、その他の事業セグメントの重要性が乏しく情報の記載を省略しているため、部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

2021年3月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 51 | 35.3 | 3.85 | 4,703 |

| 部門の名称 | 従業員数(名) |
|--------|---------|
| 営業部門 | 15 |
| 開発部門 | 10 |
| その他の部門 | 20 |
| 全社(共通) | 6 |
| 合計 | 51 |

(注) 1. 従業員数は、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。なお、臨時従業員数(アルバイト・パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は従業員の総数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等について、当社グループは主に以下の項目を認識しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは「情報基盤の創造によって、より豊かな社会の実現に貢献する」ことを理念とし、「サブスクリプションをすべてのビジネスに」をテーマに、サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats®」の開発・提供をしております。また、当社プラットフォームの提供を通じて、事業者の皆さまの事業の変革を支援しております。

(2) 目標とする経営指標

当社グループが重視している経営指標は売上高及び経常利益であります。特にストック型収益（月額利用料等）の拡大を図り、持続的かつ安定的な成長及び強固な経営基盤の確立を目指しております。

(3) 会社の対処すべき課題

産業構造の変化とそれに対応する当社への期待貢献

当社の取り巻く環境としては、新型コロナウイルスの感染拡大が容易には沈静化しない環境下、国内景気の本格的な持ち直しが見通しにくい経済状況が続く一方、シェアオフィスやカーシェア等に代表されるシェアリングエコノミー、レンタルサービス、会員制サービス等の様々な業界の「所有から利用へ」という新たなビジネスモデルが世界的に広く指向され、「サブスクリプション（継続）」型ビジネスへの転換・事業創出のニーズが本格化しております。当社製品「Bplats®」はこれらのニーズに汎用的に対応可能なプラットフォームとして稼働実績を有しておりますが、今後より多くのニーズと顧客事業規模の拡大に追従するため、機能の強化と信頼性の更なる向上のために製品開発に積極的な投資を行う必要があることを対処すべき課題と認識しております。

拡大する市場に対する対応

サブスクリプション型ビジネスへの転換・事業創出のニーズは各産業に通底するものであり、当社プラットフォームを展開しうる業域は広く、また、今後はデジタル・トランスフォーメーション（DX）への取り組みにより社会生活への変革が一層加速していくものと認識し、事業機会は増加していくものと想定しております。顕在するニーズのみならず、予測されるニーズにも適応しうる商品力の強化・稼働環境の堅牢化や安定化が必要であると認識しております。

データ流通に対する取り組み

クラウド上に蓄積されたビッグデータをどう流通しビジネスとしていくか、その管理や決済を含む仕組み作りのニーズが今後高まっていく経営環境となるものと当社は想定しております。既に当社製品「Bplats®」では、クラウドコンピューティングのみならず、その上で蓄積されたビッグデータの売買にも対応できる機能を備えておりますが、黎明期にあるこの市場のニーズは、実現手段としての機能のみならず、むしろ、無形のデータに対する値付けのルール等、より前段階のビジネス設計のための啓蒙的なニーズが非常に高いものと認識しております。当社は、これまで顧客と蓄積してきた先行的な知識をフィードバックし、これら新たな市場の拡大を加速する役割を期待されていることを対処すべき課題として捉えております。

製品開発への積極的な投資

経営方針として、製品開発に対する積極的な投資による、製品の高付加価値化や品質の向上、新製品の開発を進めてまいります。当社事業の根幹となる製品開発に対する投資は、製品の高付加価値化をもたらし、より多くの顧客を獲得するとともに、製品単価の向上等、より良好な収益構造の構築を可能にするものであり、既に顕在化しているニーズに対応するのみならず、更なる当社業域の拡大を目指すものであります。

戦略提携を通じた拡販力の強化

成長における時間効率とダイナミズムを実現するため、戦略提携を強化しパートナー戦略（販売協力・OEM）を推進し、様々な顧客の新規事業のニーズを早期に汲んでいき拡販力の強化を図ってまいります。また、それら販売パートナーが有効な販売活動を実現するために必要なサポートを継続して行っていくことが当社にとっても意義あるものと理解しております。

システム技術・インフラの強化

当社が提供するプラットフォームビジネスは、お客様の契約情報、課金情報等を一元的に管理する目的から、システムの安定的な稼働及びクラウドサービスやIoT等の技術革新への対応が重要な課題と考えております。これに対し、当社ではサーバー等のシステムインフラを安定的に稼働させるべく、継続的なインフラ基盤の強化及び専門的な人員の確保に努めるとともに、必要に応じ他社が提供するサービスを利用し、技術革新にも迅速に対応できる体制構築に努めてまいります。

海外市場への展開

当社は、国内のみならず、サブスクリプション市場の拡大が見込まれる海外市場にいち早くプラットフォームを提供することが重要な課題であると考えております。現在、当社のプラットフォームを用いた日本国内企業の海外事業展開を実現させております。当社では、今後もより一層の事業拡大を実現させるべく、事業拡大に応じた内部体制の更なる強化、人員の確保及び育成を行い海外市場への更なる展開を行ってまいります。

優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は、今後の更なる事業拡大のために、優秀な人材の確保及び当社の成長フェーズに応じた組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の確保においては、当社の企業風土にあった国内・海外の人材の採用・登用に努め、あわせて従業員の入社年数等の段階にあわせた教育プログラムを体系的に実施することによって、各人のスキル向上を図ってまいります。組織体制につきましては、国内及び海外にて事業拡大に応じた内部体制の更なる強化を図り、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開その他に関し、リスク要因となる可能性があるとして認識している主な事項を以下の項目に記載しております。また、必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスクについて

情報サービス産業における技術革新について

当社グループが属する情報サービス産業においては、技術革新が激しくそれに伴う市場ニーズの変化に迅速に対応することが求められております。当社としても、技術革新に応じたシステムの拡充・改善及び事業戦略の修正等を迅速に行う必要があるものと考えており、システム開発並びに企業運営においても相応の体制を敷いております。

しかしながら、技術変化の方向性を予測・認識できない場合や、事業環境の変化等により顧客企業のIT投資ニーズが急速かつ大きく変化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティリスクについて

当社グループでは、サービス提供において、業務上、顧客企業が保有する個人情報や顧客企業の機密情報を知り得る場合があります。このため、当社では情報セキュリティ体制の強化に努めるとともに、2017年2月にISO/IEC 27001:2013（情報セキュリティマネジメント）及び2017年3月にISO/IEC 27017:2015（クラウドサービスセキュリティ）の規格に適合する証明を取得しております。しかしながら、コンピュータウイルス、不正アクセス、人為的過失、あるいは顧客システムの運用障害、その他の理由により、これらの機密情報の漏洩が発生した場合、顧客企業等からの損害賠償請求や当社の信用失墜の事態を招き、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社グループが属する情報サービス産業においては、一般的に激しい企業間競争が発生しやすい環境にあります。当社グループは製品における独自性・先行優位性を活かして事業を推進していく所存ではありますが、将来において当社グループの製品が顧客のニーズに合致せず、市場から受け入れられない場合には事業計画どおりの売上を達成できず、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスクについて

サブスクリプション事業への依存について

当社グループの売上高は、主たる事業であるサブスクリプション事業に依存しており、サブスクリプション管理システムの需要が国内・海外において成長を維持すると見込んでおりますが、事業環境の変化等への対応が適切でない場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

解約等のリスクについて

当社グループの主力製品であるサブスクリプションプラットフォーム「Bplats®」の利用契約において、利用期間は基本的に1年間としておりますが、その後、顧客の意思に従って契約の更新又は解約がなされます。当社としては顧客に「Bplats®」の利用を継続いただけるよう、顧客ニーズの継続的な把握及び当該ニーズを反映するための機能改善開発に取り組んでおります。しかしながら、顧客の事業変化等により、当社製品のニーズが低くなり解約数が増加した場合や、顧客である事業者の販売高に連動する従量型の利用料が想定どおりに増加しない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

製品の不具合の発生による影響について

当社は、2017年2月にISO 9001:2015（品質マネジメント）を取得し、これに基づく品質管理基準に従って不具合等の発生防止に最大限の注意を払っております。しかしながら、当社グループ製品の不具合により顧客が損害を被った場合、損害賠償請求を受けたり、当社グループに対する信頼性の喪失により、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

業績の季節変動について

わが国においては、商習慣上3月を期末月とする企業が多く、当社製品は企業向けに事業転換・事業創出を支援するものであることから、当社顧客は新年度である4月に向けて、3月までに当社製品の導入を求める例が多くみられます。そのため、当社の売上高は、当社グループの第4四半期（1月から3月まで）、特に3月に偏在する傾向があり、特定の四半期業績のみをもって当社グループの通期業績見通しを判断することは困難であります。また、当社の期末月でもある3月に売上計上を計画する案件については、販売パートナーや当社顧客の業務その他の要因により、売上計上の実施が4月以降となる等の変更が生じる可能性があります。これらの事項は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（3）製品の開発及びシステムの運用等に関連するリスクについて

製品の開発について

当社グループは、主力製品であるサブスクリプションプラットフォーム「Bplats®」に代表される製品群の開発・維持に係る投資を継続的に行っておりますが、これらの開発においては、計画どおりの品質を確保できない場合や、開発計画の遅延等によりコスト増大の可能性があります。当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、生産能力の確保、コスト効率化、技術力・ノウハウの活用のため複数の業務委託会社を活用しておりますが、期待した生産性や品質が維持できない可能性があります。当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

システム障害について

当社グループの事業はネットワーク環境、特にインターネットへの依存度が高くなっており、当社グループにおいては、インターネット並びに所定のネットワーク環境下で「Bplats®」をはじめとする当社グループ製品群を収容するシステムを安定的かつ継続的に運用していくことが要求されます。当社グループでは、システム障害の発生防止のために、システムの冗長化、脆弱性検査、不正アクセス防御等の対策を講じておりますが、これらの対策を講じているにも拘わらず、自然災害、事故、不正アクセス等によって通信ネットワークの切断、サーバー等ネットワーク機器に作動不能等の障害が発生する可能性があります。これらの障害が発生した場合には、システムの作動不能や欠陥等に起因する取引の停止等について、システムへの信頼性の低下を招き、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（4）事業運営体制について

特定経営者への依存について

代表取締役社長である藤田健治は、当社の創業以来代表取締役を務めております。同人は、経営方針や事業戦略の決定をはじめ、各部門の事業推進、外部との折衝等において重要な役割を果たしております。当社は、同人に過度に依存しない経営体制の構築を目指し、組織の体系化、人材の育成及び強化並びに権限の委譲等組織的な事業運営に注力しておりますが、同人が何らかの理由により業務執行できない事態となった場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保及び育成について

当社グループは現時点において小規模な組織であるため、当社グループの事業活動にあっては人材への依存度が大きく、今後更なる事業拡大に対応するためには、継続して優秀な人材の確保・育成が必要であると考えております。しかしながら必要な人材の確保及び育成が想定どおりに進まない場合、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社グループは、今後更なる事業拡大を図るために、内部管理体制についても一層の充実を図ることが必要不可欠と考えております。しかしながら、事業拡大により、内部管理体制の構築が追いつかない事態が生じる場合、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 新型コロナウイルス感染症に関するリスクについて

2020年2月以降、新型コロナウイルスの感染拡大がありますが、当社の顧客であるサブスクリプションビジネスを行う事業者は比較的中長期的な視野で取り組んでいることもあり、新型コロナウイルスの感染拡大を理由とする解約や契約の先延ばしはなく、現時点においては、新型コロナウイルスの感染拡大の当社グループの業績に与える影響は限定的であるものの、日本経済には大きくマイナス影響を与えていることから、事業者の業績が大きく下押しされることなどの結果として、当社の売上についてもマイナス影響を被る可能性があります。

また、当社従業員についてはリモートワークを推進するなど、感染拡大防止に努めておりますが、万が一職場においてクラスターが発生した場合には、業務の遂行に一時的に支障を来し、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) その他

配当政策について

当社では、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実を優先させるため、当事業年度までの過去において配当を行っておりません。当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、毎期の経営成績並びに繰越利益剰余金のマイナスを含む財政状態を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその時期につきましては未定であります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は役員及び従業員に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブとしてストック・オプションを付与しているほか、今後も優秀な人材確保のためのストック・オプションを発行する可能性があり、現在付与している新株予約権等に加え、今後付与される新株予約権等について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

なお、当事業年度末日現在、新株予約権による潜在株式数は105,480株であり、発行済株式総数2,350,596株の4.4%に相当しております。

繰越欠損金について

当社は、事業拡大のための積極的な人材投資等を行ってきたことから、最近5事業年度では第11期事業年度及び前事業年度において当期純損失を計上しており、当事業年度末日現在において122,523千円の繰越欠損金（税務上。以下本項において同じであります。）が存在しております。繰越欠損金は、一般的に将来の課税所得から控除することが可能であるため、繰越欠損金を利用することにより将来の税額を減額することができます。しかしながら繰越欠損金の利用額と利用期間には、税務上、一定の制限も設けられております。よって計画どおりに課税所得が発生しない場合、繰越欠損金を計画どおり利用できないこととなるため、通常の税率に基づく法人税等が課税されることになり、当期純利益やキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大に伴う影響により、国内景気は依然として厳しい状況にあり、一部に持ち直しの動きもあるものの、経済の回復は道半ばの状況にあります。

一方、当社グループを取り巻く事業環境としては、近年消費者の価値観が「所有」から「利用」、「モノ」から「コト」へ変化する中で、「サブスクリプションビジネス」がBtoCの分野で先行的に拡大しており、すでに「サブスクリプション」はビジネスモデル変革の一つのキーワードとして広く業界に認知されるに至っております。こうした中で、トヨタ自動車の「KINTO」のように、日本企業、製造業においても「モノ」を中心とした売り切り型のビジネスモデルから、顧客に新たな体験価値を提供し継続的に対価を得る「コト」を中心としたビジネスモデルへと軸足を移そうという動きが具体的に始まっていると思料しております。また、近年は、技術革新に加え、社会生活の態様の変化を踏まえ、日本企業によるデジタル・トランスフォーメーション（DX）への取り組みが一層進んでいく環境が出来上がりつつあるものと思料しておりますが、加えて、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大を契機に、コンタクトレス・エコノミーへの対応が求められる時代にもなりました。

このような環境において、当社グループは創業以来「情報基盤の創造によって、より豊かな社会の実現に貢献する」ことを理念とし、「サブスクリプションをすべてのビジネスに」をテーマに、サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats®」の開発・提供を一貫して行っております。サブスクリプション型ビジネスへの転換・事業創出のニーズは各産業に通底するものであり、当社プラットフォームを展開しうる業域は広いいため、今後も事業機会は増加していくものと想定しております。

当社グループでは、全てのサブスクリプションビジネスを取り込み得る将来的な拡販の可能性とそれに伴う企業成長を目指し、2017年半ばより汎用製品である「Bplats® Platform Edition」を主力製品として、当期においてもその拡販に注力しております。この主力製品につきましては、株式会社KINTO、NTTコミュニケーションズ株式会社、コニカミノルタジャパン株式会社などの有力企業に採用され、また当連結会計年度においても株式会社NTTデータが電気事業者向けのマーケットプレイス機能を提供するにあたり「Bplats® Platform Edition」が採用されるなど実績を着実に積み重ねております。このように、当社製品はサブスクリプションビジネス事業者の業態・業界を選ばず支持を受けており、日本企業のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を支援するプラットフォームシステムとして着実な事業進捗を重ねているものと判断しております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大により社会経済活動が成約を受けておりますが、一方で、中長期的には、社会生活の態様の変化から日本企業によるデジタル・トランスフォーメーション（DX）への取り組みが一層進み、日本企業のビジネスモデルのサブスクリプション型ビジネスへの転換が従来よりも加速していく可能性もあり、その場合には、当社の主力製品である汎用型サブスクリプション統合プラットフォーム「Bplats® Platform Edition」は、より一層の支持を受けるものと期待されます。

また、「Bplats® Platform Edition」で実現する「エコシステムがつながる」という当社の強みの機能向上を推進し、多様なニーズに対応すべく、新たなオプション機能の開発を継続的に進めており、当連結会計年度においては、「パートナー機能」「二要素認証」「API刷新」「Subscription Analytics（経営指標分析ツール）」などの開発に取り組んでまいりました。

当社といたしましては、主力製品「Bplats® Platform Edition」の機能向上を進めつつ、直販営業の強化に加え、販売パートナーの拡充と販売パートナーへの営業支援を強化し新規契約社数の拡大に注力することで、引き続き中長期的な成長を目指して当社グループの顧客基盤及びサブスクリプション収益（ストック型の月額収益、オプション追加収益）の拡大に努めてまいります。

また、新たな取り組みとして、2020年10月にはリモートワークや新しい働き方で求められる「B2E（Business to Employee）サブスクリプション」のための「サブかん®」の提供を開始しました。「サブかん®」は、「Bplats® Platform Edition」のノウハウを踏まえて、昨今急速に対応を迫られる企業内のデジタル・トランスフォーメーション（DX）や働き方改革を支援するツールとして開発したあらゆる業種・業態の企業の課題解決に寄与しうる新

製品となります。「サブかん®」は、一般社団法人 ASP・SaaS・AI・IoT クラウド産業協会主催、総務省後援の「ASPIC IoT・AI・クラウドアワード 2020」運用部門において、「ニュービジネスモデル賞」を受賞いたしました。当社は主力製品「Bplats® Platform Edition」に加え、「サブかん®」の提供を通じ企業内サブスク管理の新たな市場の開拓に努めてまいります。

また、当社は地域の中堅・中小企業のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の支援を目的に「地域DXプロジェクト」を開始しております。その第一弾として北九州システムインテグレータネットワークとの「Kitakyushu SlerNet DX Marketplace」の取り組みが決定し、システムプラットフォームとして「Bplats®」が採用されました。ロボットやAIツール等DX関連のサービスを中心とした北九州システムインテグレータネットワークの会員企業各社のサービスをサブスクリプションモデルで提供するマーケットプレイス機能を持つWebサイトとして2021年1月にサイトオープンをしております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は754,742千円（前年同期比40.4%増）、営業利益は35,644千円（前年同期差210,286千円増）、経常利益は35,004千円（前年同期差209,288千円増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は30,950千円（前年同期差215,753千円増）となりました。

また、当連結会計年度末における当社グループの財政状態については下記のとおりとなっております。

（資産）

当連結会計年度末の総資産は940,808千円となり、前連結会計年度末に比べ42,438千円の増加となりました。

流動資産は、460,064千円となり、前連結会計年度末に比べ38,351千円の増加となりました。これは主に、売掛金が48,922千円増加したことによります。

固定資産は、480,743千円となり、前連結会計年度末に比べ4,087千円の増加となりました。これは主に、投資有価証券が8,718千円減少し、繰延税金資産が18,214千円増加したことによります。

（負債）

当連結会計年度末の負債合計は536,309千円となり、前連結会計年度末に比べ3,832千円の減少となりました。

流動負債は、438,061千円となり、前連結会計年度末に比べ69,887千円の増加となりました。これは主に、未払法人税が22,698千円、未払消費税が37,983千円それぞれ増加したことによります。

固定負債は、98,247千円となり、前連結会計年度末に比べ73,719千円の減少となりました。これは主に、長期借入金が73,336千円減少したことによります。

（純資産）

当連結会計年度末の純資産合計は404,499千円となり、前連結会計年度末に比べ46,270千円の増加となりました。これは主に、株式報酬及び新株予約権行使の払込みにより、資本金、資本準備金がそれぞれ13,174千円増加したこと、親会社株主に帰属する当期純利益を30,950千円計上したことによります。

株主資本は、前連結会計年度末に比べ57,212千円増加し、398,663千円となり、自己資本比率につきましては、42.4%となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、税金等調整前当期純利益や、減価償却費、無形固定資産の取得、長期借入金の返済等により、前連結会計年度末に比べ5,860千円減少し、283,667千円となりました。当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果増加した資金は、266,238千円となりました。これは主に税金等調整前当期純利益24,333千円、減価償却費221,329千円、売掛債権の増加48,922千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、220,241千円となりました。これは主にシステム開発に伴う無形固定資産の取得による支出216,755千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、51,857千円となりました。これは主に長期借入金の返済による支出73,344千円によるものであります。

生産、受注及び販売の状況

a. 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループのサービス提供の実績は販売実績と一致しておりますので、受注実績に関しては販売実績の項をご参照ください。

c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績を事業別及びサービス別に示すと、次のとおりであります。

| 事業及びサービスの名称 | 販売高(千円) | 前年同期比(%) |
|-------------|---------|----------|
| サブスクリプション事業 | 735,086 | 140.4 |
| 初期費用・初期開発等 | 289,163 | 205.8 |
| 月額利用料等 | 445,922 | 116.4 |
| その他の事業 | 19,656 | 143.0 |
| 合計 | 754,742 | 140.4 |

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当連結会計年度の主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

| 相手先 | 前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日) | | 当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日) | |
|--------------|--|-------|--|-------|
| | 販売高(千円) | 割合(%) | 販売高(千円) | 割合(%) |
| 東京センチュリー株式会社 | 54,919 | 10.2 | | |

3. 東京センチュリー株式会社に対する販売実績は、当連結会計年度は当該割合が10%未満のため、記載を省略しております。

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び重要な会計上の見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、決算日における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような経営者の見積り及び予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、見積り及び予測を行っております。

なお、連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り、2 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載のとおりであります。

その他重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、2 財務諸表等(1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等について、当社グループの中長期的な事業戦略に基づき当連結会計年度に実施しました諸施策に係りつけて分析すると、以下のとおりであります。

a. 売上高

市場で高まりはじめたサブスクリプション型ビジネスへの転換ニーズ、その先行ニーズを捉え、各業界を代表する企業を中心に主力製品「Bplats® Platform Edition」の導入社数が伸長したことに加え、既存顧客の安定的な売上によるストック収益が増加した結果、754,742千円となりました。

b. 売上原価、売上総利益

当連結会計年度においては、「Bplats®」の初期開発（カスタマイズ）の必要性が低減し、よりパッケージ化が進む一方、前連結会計年度に引き続き製品力の向上を目指した積極的な開発投資に引き続き取り組んだこと等により、売上原価が323,743千円となり、売上総利益は430,999千円となりました。

c. 販売費及び一般管理費、営業利益

人件費含め適切なコントロールにより、販売費及び一般管理費は395,354千円となり、営業利益は35,644千円となりました。

d. 営業外損益、経常利益

営業外収益は4,088千円、営業外費用は4,728千円となり、その結果、経常利益は35,004千円となりました。

e. 特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益

投資有価証券評価損等により特別損失は10,671千円となり、法人税、住民税及び事業税、また法人税等調整額等の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は30,950千円となりました。

当社グループの将来の経営成績に重要な影響を与える要因のうち、投資者の判断に重大な影響を与える可能性の事項については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性については下記のとおりと考えております。

資本の財源については、当連結会計年度末においては親会社株主に帰属する当期純利益30,950千円を計上したことから自己資本比率は42.4%となりました。

また、資金の流動性については、当連結会計年度末における流動比率は105.0%となりました。

経営者の問題意識と今後の方針については次のとおりと考えております。

当社グループは、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループが今後更に成長と発展を遂げるためには、様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するため、経営者は常に市場におけるニーズや事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を認識したうえで、当社の経営資源を最適に配分し、最適な解決策を実施していく方針であります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、当社製品「Bplats®」の機能強化と信頼性の更なる向上を目的とした設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は、219,094千円であります。その主な内容はソフトウェア開発による投資215,608千円であります。

なお、当社グループの報告セグメントは、サブスクリプション事業のみであり、その他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

また、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年3月31日現在

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | 従業員数 (名) |
|--------------------------------|--------|----------|-------------------|------------|-------------------|---------|-------------|
| | | 建物 | 工具、 器具及 び備品 | ソフト ウェア | ソフト ウェア 仮勘定 | 合計 | |
| 本社 (東京都千代田区) | 事務所設備等 | 1,430 | 4,905 | 429,804 | 22,598 | 458,738 | 48 |
| サブスクリプションセンター (福岡県北九州市小倉北区) | 事務所設備等 | 2,086 | 49 | | | 2,136 | 3 |

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 本社及びサブスクリプションセンターの建物を賃借しております。賃借している設備の内容は以下のとおりであります。

| 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 賃借床面積 (㎡) | 年間賃借料 (千円) |
|--------------------------------|--------|--------------|---------------|
| 本社 (東京都千代田区) | 事務所設備等 | 289.45 | 30,996 |
| サブスクリプションセンター (福岡県北九州市小倉北区) | 事務所設備等 | 117.85 | 4,947 |

(2) 国内子会社

該当事項はありません。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | 設備の内容 | 投資予定額(千円) | | 資金調達 方法 | 着手年月 | 完成予定 年月 | 完成後 増加能力 |
|----------|---------------------|---|-----------|------|-------------|---------|------------|-------------|
| | | | 総額 | 既支払額 | | | | |
| 提出 会社 | 本社 (東京都 千代田区) | ソフトウェア (自社プロダク ト(Bplats®)の 開発) | 240,000 | | 自己資金 借入金 | 2021年4月 | 2022年3月 | (注)3 |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 2022年3月期のソフトウェア開発について記載しております。

3. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 8,000,000 |
| 計 | 8,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日) | 提出日現在 発行数(株) (2021年6月24日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|---|
| 普通株式 | 2,350,596 | 2,364,516 | 東京証券取引所 (マザーズ) | 完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。 なお、単元株式数は100株で あります。 |
| 計 | 2,350,596 | 2,364,516 | | |

(注) 提出日現在発行数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

a. 第1回新株予約権(2012年12月26日臨時株主総会決議及び2012年12月26日取締役会決議)

| | |
|--|---------------------------------|
| 決議年月日 | 2012年12月26日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 3 当社従業員 17 |
| 新株予約権の数(個) | 290 [56] (注) 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 11,600 [2,240] (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 363(注) 2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2014年12月29日～2021年12月25日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 363 資本組入額 181.5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 |

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末時点における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、また、定年により退職した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。また、新株予約権の割当を受けた者の相続人による権利行使は認めないものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、当社発行の普通株式に係る株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

権利行使可能期間における毎年度の権利行使限度株数は原則として、付与された株数の1/3を限度とします(ベスティング方式)。権利行使凍結期間終了後、初年度1/3、2年目は1/3、それ以降は全株数可とします(ベスティングにて発生する端数は切り上げます。)

その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件

新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社は、当社の取締役会で別途定める日の到来をもって、新株予約権の割当を受けた者が有する当該新株予約権を無償で取得することができます。

5. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとし、ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとし、

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとし、

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記1. に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記2. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとし、

新株予約権の取得事由及び取得条件

上記4. に準じて決定します。

6. 2019年3月1日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

b. 第2回新株予約権(2014年6月25日臨時株主総会決議及び2014年6月25日取締役会決議)

| | |
|--|---------------------------------|
| 決議年月日 | 2014年6月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 3 当社従業員 12 |
| 新株予約権の数(個) | 668 [587] (注) 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 26,720 [23,480] (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 363 (注) 2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2016年6月28日～2024年6月24日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 363 資本組入額 181.5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 |

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末時点における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、また、定年により退職した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。また、新株予約権の割当を受けた者の相続人による権利行使は認めないものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、当社発行の普通株式に係る株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

権利行使可能期間における毎年度の権利行使限度株数は原則として、付与された株数の1/3を限度とします(ベスティング方式)。権利行使凍結期間終了後、初年度1/3、2年目は1/3、それ以降は全株数可能とします(ベスティングにて発生する端数は切り上げます。)

その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによりします。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件

新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社は、当社の取締役会で別途定める日の到来をもって、新株予約権の割当を受けた者が有する当該新株予約権を無償で取得することができます。

5. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとし、ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとし、
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとし、
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記1. に準じて決定します。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記2. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- 新株予約権の行使の条件
組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとし、
- 新株予約権の取得事由及び取得条件
上記4. に準じて決定します。
6. 2019年3月1日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

c. 第3回新株予約権(2016年3月23日臨時株主総会決議及び2016年3月30日取締役会決議)

| | |
|--|---------------------------------|
| 決議年月日 | 2016年3月23日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 3 当社従業員 25 |
| 新株予約権の数(個) | 1,181 [1,166] (注) 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 47,240 [46,640] (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 425 (注) 2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2018年4月1日～2026年3月22日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 425 資本組入額 212.5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 |

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末時点における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、また、定年により退職した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、その他正当な理由のある場合にはこの限りではありません。また、新株予約権の割当を受けた者の相続人による権利行使は認めないものとします。

新株予約権の割当を受けた者は、当社発行の普通株式に係る株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

権利行使可能期間における毎年度の権利行使限度株数は原則として、付与された株数の1/3を限度とします(ベスティング方式)。権利行使凍結期間終了後、初年度1/3、2年目は1/3、それ以降は全株数可能とします(ベスティングにて発生する端数は切り上げます。)

その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによりま

す。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件

新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社は、当社の取締役会で別途定める日の到来をもって、新株予約権の割当を受けた者が有する当該新株予約権を無償で取得することができます。

5. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとし、ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとし、
- 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとし、
- 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数
種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記1. に準じて決定します。
- 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記2. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。
- 新株予約権を行使することができる期間
上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- 新株予約権の行使の条件
組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。
- 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。
- 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとし、
- 新株予約権の取得事由及び取得条件
上記4. に準じて決定します。
6. 2019年3月1日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

d. 第4回新株予約権(2017年3月15日臨時株主総会決議及び2017年3月15日取締役会決議)

| | |
|--|---------------------------------|
| 決議年月日 | 2017年3月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 44 |
| 新株予約権の数(個) | 326 [308] (注) 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 13,040 [12,320] (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 650 (注) 2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2019年3月18日～2027年3月14日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 650 資本組入額 325 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 |

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末時点における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「関係会社」を意味します。以下同じ。)の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとします。但し、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、また、定年により退職した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、その他当社が正当な理由のある場合と認められた場合にはこの限りではありません。また、新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとします。

新株予約権者は、当社発行の普通株式に係る株券が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3か月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

権利行使可能期間において毎年度の権利行使することのできる新株予約権の数は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日後1年を経過する日までは付与された新株予約権数の1/3を限度とし、その後も1年を経過するごとに1/3ずつ権利行使することのできる新株予約権の限度が増加していきます(ベスティング方式。なお、ベスティングにて発生する端数は切上げます。)

その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件

新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社は、当社の取締役会で別途定める日の到来をもって、新株予約権の割当を受けた者が有する当該新株予約権を無償で取得することができます。

5. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとし、ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとし、

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとし、

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記1. に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記2. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとし、

新株予約権の取得事由及び取得条件

上記4. に準じて決定します。

6. 2019年3月1日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

e. 第5回新株予約権(2017年9月15日臨時株主総会決議及び2017年9月15日取締役会決議)

| | |
|--|---------------------------------|
| 決議年月日 | 2017年9月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 20 |
| 新株予約権の数(個) | 172 (注) 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 6,880 (注) 1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1,250 (注) 2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2019年9月21日～2027年9月14日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,250 資本組入額 625 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することができない。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 |

当事業年度の末日(2021年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末時点における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、40株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社又は当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。)第8条で定義される「関係会社」を意味します。以下同じ。)の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとします。但し、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、また、定年により退職した場合(競合関係にある会社へ再就職又はその会社の役員に就任した場合を除く。)、その他当社が正当な理由のある場合と認めた場合にはこの限りではありません。また、新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとします。

新株予約権者は、当社発行の普通株式が金融商品取引法上の金融商品取引市場に上場して3カ月経過した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。

権利行使可能期間において毎年度の権利行使することのできる新株予約権の数は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場した日後1年を経過する日までは付与された新株予約権数の1/3を限度とし、その後も1年を経過するごとに1/3ずつ権利行使することのできる新株予約権の限度が増加していきます(ベスティング方式。なお、ベスティングにて発生する端数は切上げます。)

その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得事由及び取得条件

新株予約権の割当を受けた者が、新株予約権の行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合及び新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合には、当社は、当社の取締役会で別途定める日の到来をもって、新株予約権の割当を受けた者が有する当該新株予約権を無償で取得することができます。

5. 当社が、消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとし、ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとし、

交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとし、

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類及び数

種類は普通株式とし、数は組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記1. に準じて決定します。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後払込金額に上記2. に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とします。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。

新株予約権の行使の条件

組織再編行為の条件等を勘案のうえ上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとし、

新株予約権の取得事由及び取得条件

上記4. に準じて決定します。

6. 2019年3月1日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付をもって普通株式1株を2株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|----------------------------------|--|---|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2017年9月20日 (注) 1 | 普通株式 10,400 A種優先株式 8,574 B種優先株式 1,020 | 普通株式 30,400 A種優先株式 3,926 B種優先株式 13,780 | | 302,300 | | 172,300 |
| 2017年9月20日 (注) 2 | 普通株式 2,000 | 普通株式 32,400 A種優先株式 3,926 B種優先株式 13,780 | 50,000 | 352,300 | 50,000 | 222,300 |
| 2017年11月1日 (注) 3 | 普通株式 18,074 | 普通株式 50,474 A種優先株式 3,926 B種優先株式 13,780 | | 352,300 | | 222,300 |
| 2017年11月14日 (注) 4 | A種優先株式 3,926 B種優先株式 13,780 | 普通株式 50,474 | | 352,300 | | 222,300 |
| 2017年11月30日 (注) 5 | 普通株式 959,006 | 普通株式 1,009,480 | | 352,300 | | 222,300 |
| 2018年4月3日 (注) 6 | 普通株式 100,000 | 普通株式 1,109,480 | 101,200 | 453,500 | 101,200 | 323,500 |
| 2018年5月2日 (注) 7 | 普通株式 22,500 | 普通株式 1,131,980 | 22,770 | 476,270 | 22,770 | 346,270 |
| 2018年4月1日 2019年3月31日 (注) 8 | 普通株式 19,300 | 普通株式 1,151,280 | 7,362 | 483,632 | 7,362 | 353,632 |
| 2019年4月1日 (注) 9 | 普通株式 1,151,280 | 普通株式 2,302,560 | | 483,632 | | 353,632 |
| 2019年7月24日 (注) 10 | 普通株式 4,940 | 普通株式 2,307,500 | 8,101 | 491,734 | 8,101 | 361,734 |

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|----------------------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2019年4月1日 2020年3月31日 (注)11 | 普通株式 4,440 | 普通株式 2,311,940 | 1,194 | 492,928 | 1,194 | 362,928 |
| 2020年7月22日 (注)12 | 普通株式 9,056 | 普通株式 2,320,996 | 7,271 | 500,200 | 7,271 | 370,200 |
| 2020年4月1日 2021年3月31日 (注)13 | 普通株式 29,600 | 普通株式 2,350,596 | 5,902 | 506,102 | 5,902 | 376,102 |

(注) 1. 2017年9月20日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式8,574株につき普通株式9,380株、B種優先株式1,020株につき普通株式1,020株を交付しております。また、その後同日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。

2. 有償第三者割当

割当先 東京センチュリー株式会社 (2,000株)

発行価格 50,000円

資本組入額 25,000円

3. 2017年11月1日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式3,926株につき普通株式4,294株、B種優先株式13,780株につき普通株式13,780株を交付しております。

4. 2017年11月1日付で、A種優先株式株主及びB種優先株式株主の株式取得請求権の行使を受けたことにより、株式取得請求権の行使があったA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価としてA種優先株式3,926株につき普通株式4,294株、B種優先株式13,780株につき普通株式13,780株を交付しております。また、その後2017年11月14日付で当該A種優先株式及びB種優先株式を消却しております。

5. 2017年11月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。

6. 2018年4月3日付を払込期日とする公募による募集株式100,000株を発行しております。1株当たりの価格は次のとおりです。

発行価格 2,200円

引受価額 2,024円

資本組入額 1,012円

7. 2018年5月2日付を払込期日とする有償第三者割当による募集株式22,500株を発行しております。1株当たりの価格は次のとおりです。

割当先 野村證券株式会社 (22,500株)

発行価格 2,024円

資本組入額 1,012円

8. 新株予約権(ストックオプション)の行使による増加であります。

9. 2019年3月1日開催の取締役会決議により、2019年4月1日付で普通株式1株につき、2株の割合で株式分割を行っております。これにより増加する発行済株式総数は1,151,280株であります。

10. 2019年7月24日付を払込期日とした譲渡制限付株式報酬制度としての新株式4,940株を発行しております。1株当たりの価格は次の通りです。

割当先 当社取締役3名、当社執行役員3名

発行価格 3,280円

資本組入額 1,640円

11. 新株予約権(ストックオプション)の行使による増加であります。

12. 2020年7月22日付を払込期日とした譲渡制限付株式報酬制度としての新株式9,056株を発行しております。1株当たりの価格は次の通りです。

割当先 当社取締役3名、当社執行役員2名

発行価格 1,606円

資本組入額 803円

13. 新株予約権(ストックオプション)の行使による増加であります。

14. 2021年4月1日から2021年5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式数が13,920株、資本金が2,648千円及び資本準備金が2,648千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満株式の状況(株) |
|-------------|--------------------|------|----------|--------|-------|------|--------|--------|--------------|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | | 2 | 16 | 13 | 14 | 3 | 1,565 | 1,613 | |
| 所有株式数(単元) | | 140 | 1,467 | 9,908 | 1,699 | 7 | 10,269 | 23,490 | 1,596 |
| 所有株式数の割合(%) | | 0.59 | 6.24 | 42.17 | 7.23 | 0.02 | 43.71 | 100.00 | |

(注) 自己株式691株は、「個人その他」に6単元、「単元未満株式の状況」に91株含まれています。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%) |
|---|--|-----------|-----------------------------------|
| 東京センチュリー株式会社 | 東京都千代田区神田練堀町3番地 | 750,000 | 31.91 |
| 篠崎 明 | 東京都豊島区 | 142,000 | 6.04 |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASH PB) | 1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM | 114,900 | 4.88 |
| TKSアセットマネジメント株式会社 | 東京港区南青山1丁目15番33号 | 100,000 | 4.25 |
| 株式会社SBI証券 | 東京港区六本木1丁目6番1号 | 87,800 | 3.73 |
| 株式会社ネットワーク | 東京千代田区神田神保町2丁目11番15号 | 65,640 | 2.79 |
| 宮崎 琢磨 | 東京都千代田区 | 63,124 | 2.68 |
| 西村 彰 | 石川県金沢市 | 55,000 | 2.34 |
| 藤田 健治 | 東京都港区 | 36,091 | 1.53 |
| TKSパートナーズ株式会社 | 東京港区南青山1丁目15番33号 | 32,000 | 1.36 |
| 計 | | 1,446,555 | 61.55 |

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------------|----------|---|
| 無議決権株式 | | | |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 600 | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 2,348,400 | 23,484 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。 |
| 単元未満株式 | 普通株式 1,596 | | |
| 発行済株式総数 | 2,350,596 | | |
| 総株主の議決権 | | 23,484 | |

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式91株が含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) ビープラッツ株式会社 | 東京都千代田区神田練堀町 3番地 | 600 | | 600 | 0.02 |
| 計 | | 600 | | 600 | 0.02 |

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号及び会社法第155条第13号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

| 区分 | 株式数(株) | 価額の総額(円) |
|-----------------|--------|----------|
| 当事業年度における取得自己株式 | 359 | 87,565 |
| 当期間における取得自己株式 | 78 | 204,394 |

- (注) 1. 当事業年度における取得自己株式は、単元未満株式の買取り及び譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得によるものであります。当期間における取得自己株式は、単元未満株式の買取りによるものであります。
2. 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

| 区分 | 当事業年度 | | 当期間 | |
|----------------------------------|--------|------------|--------|------------|
| | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) | 株式数(株) | 処分価額の総額(円) |
| 引き受ける者の募集を行った取得自己株式 | | | | |
| 消却の処分を行った取得自己株式 | | | | |
| 合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式 | | | | |
| その他() | | | | |
| 保有自己株式数 | 691 | | 769 | |

- (注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社では、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実を優先させるため、当事業年度までの過去において配当を行っておりません。当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、毎期の業績並びに繰越利益剰余金のマイナスを含む財政状態を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその時期につきましては未定であります。内部留保資金の用途につきましては、当社の競争力の維持・強化による将来の収益向上を図るための設備投資及び効率的な体制整備に有効に活用する方針であります。

当社の剰余金の配当は、年2回、中間配当及び期末配当を基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。また、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果敢な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレート・ガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むものであります。

- ・株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- ・会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ・株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- ・持続的な成長と企業価値の向上を目的とした業務執行体制並びに適正な監督・監視体制の構築を図る。
- ・これら取り組みに際しては、金融庁と株式会社東京証券取引所が指針としてまとめた「コーポレートガバナンス・コード」を参考としながら、経営の健全性、公正性の観点からリスク管理、内部統制制度、コンプライアンスへの取組みを徹底し、当社に対する信頼性の向上と自浄能力の増強に努めるものとする。

2) 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

取締役会・役員体制

当社の取締役会は、本書提出日現在において取締役7名（うち社外取締役3名）から構成されており、原則として月1回開催いたします。経営に関する特に重要な事項は全て取締役会で協議・決定しております。

また、株主総会を頂点に、経営会議を主とした業務執行、独立社外取締役を含めた取締役会による執行状況の監督、監査役会による取締役等の業務執行の監査、更には専門家による会計監査を受ける企業統治体制を執るものであります。

経営上の意思決定に係るプロセスは、経営会議によって経営活動の状況並びに業務執行に関わる検討を行い、重要な議題については職務権限表に沿って取締役会に上程し決定いたします。

監査役会・監査役

当社の監査役会は、本書提出日現在において監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、原則として月1回開催し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。

監査役は、監査役会及び取締役会に出席し、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、経営並びに取締役の職務執行の適法性を監査しております。主な監査活動は、取締役会・経営会議への出席と意見陳述、代表取締役社長との意見交換、業務執行過程のモニタリング、決裁書等重要な書類の閲覧、主たる本部の往査、会計監査人の独立性監視、会計監査人からの報告・説明、計算書類及び事業報告書や重要な取引記録についての検討等であり、これらの内容について、監査役会規程を定めております。

報酬委員会

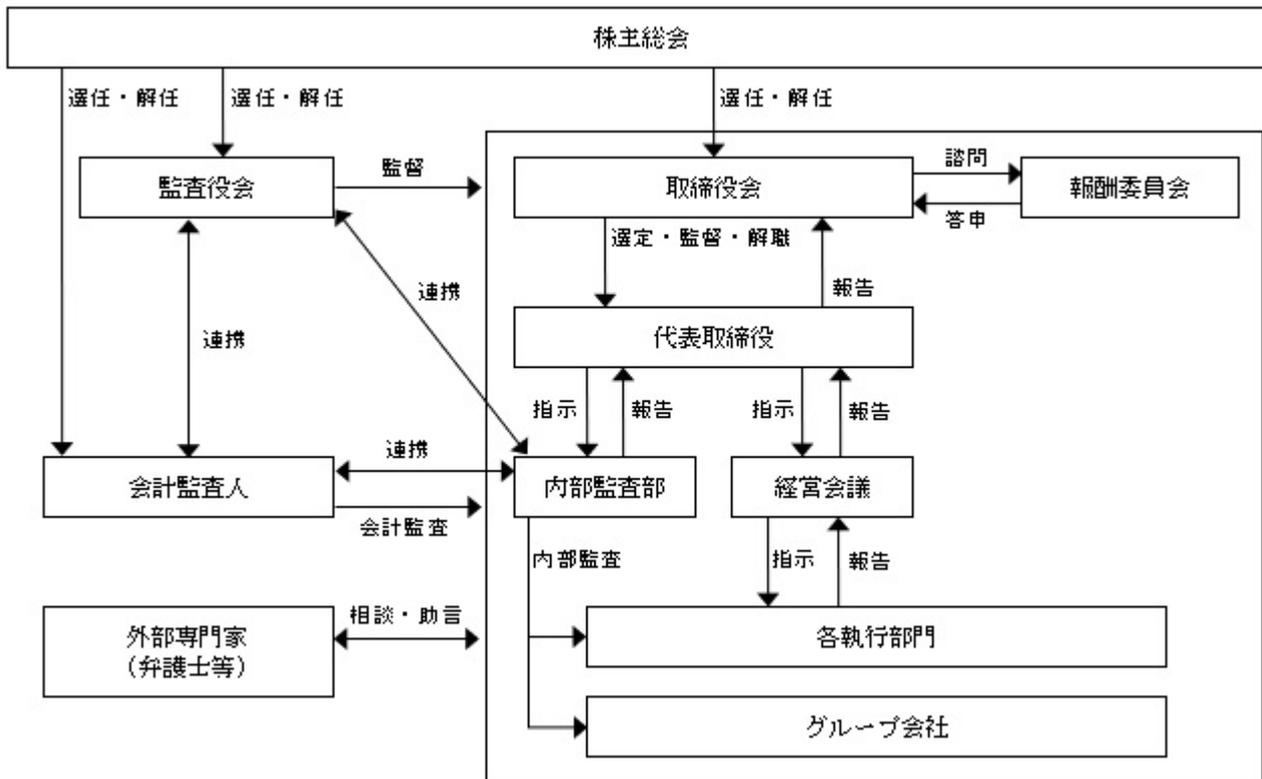
当社は、取締役会の任意の諮問機関として、独立取締役を主要な構成員とする報酬委員会を設置しております。本委員会は、社外取締役澤田脩を委員長とし、社外取締役上山亨、代表取締役社長藤田健治の3名で構成され、取締役等の報酬に関する方針・制度の設計に関する事項等について審議を行い、取締役会に答申しております。

経営会議

経営会議は、実務的な意思決定を機動的に実施するために開催しております。構成メンバーは社長、常勤取締役及び社長が指名する者になり、毎月1回開催しております。

経営会議の招集、議長は代表取締役社長が行い、経営会議では、経営活動の状況（損益分析、各本部及び各部の中期・年度経営計画の進捗状況等）、業務執行に関わる検討や情報共有等により、迅速な経営判断の礎とするとともに、重要な議題については別途定める職務権限に沿って取締役会へ上程しております。

当社におけるコーポレート・ガバナンスの概略図は以下のとおりです。



3) 企業統治に関するその他の事項

株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

株式会社において、株主が主体的に株主総会に付議された議案について権利を行使することは、株式会社制度の根幹をなすものであり、当社としては、このための議決権行使の環境づくりに積極的に取り組まなければならないという認識であります。そのため、当事業年度に係る定時株主総会から会社法に基づく議決権の電磁的行使を実施しております。

株主総会の開催日については、他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避けるとともに、出席しやすい場所を確保する予定であります。

株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、自社ホームページへの掲載を予定しております。また、「会社役員に関する事項」及び選任議案において、当社と社外役員との利害関係の有無、社外役員の独立性に関する基準等の情報を記載する予定であります。

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備・運用状況

当社は、業務の適正性を確保するために、各種規程類を制定し、内部統制システムを整備するとともに、運用の徹底を図っております。また、当社は2019年4月度の取締役会にて以下の内容を含む「内部統制システム構築に関する基本方針」を制定しております。

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、「コンプライアンス規程」等の行動規範を制定し、法令遵守及び社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。
- (b) 研修及びマニュアルの作成・配布等を行い、役職員に対しコンプライアンスの知識の向上に努めております。
- (c) 監査役による取締役の業務執行の監視に加え、内部監査担当者による、コンプライアンス体制の調査、使用人の職務の遂行に関する状況の把握・監査等を行い、代表取締役社長及び取締役会に報告しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (a) 「文書管理規程」に基づき書面及び電磁的媒体にて作成、保存、管理しております。
- (b) 法令や社内規程の定めるところに従い、定められた期間適切に保存しております。
- (c) 監査役及び会計監査人等が閲覧・謄写可能な状態としております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社では、リスク管理体制として、サービスの品質、情報セキュリティ、労務その他法令遵守等事業

活動上のリスクについて、リスク管理を行っております。リスク管理体制については、代表取締役社長及び各部長が日常業務を通じて潜在リスクの有無を想定、また、顕在化しているリスクについてはこの影響を分析し、取締役会において必要な対応策を検討するという体制となっております。

- (b) 代表取締役社長が指名する内部監査担当者が各部門の業務の遂行状況を確認する内部監査において、リスク把握の状況及び対応の妥当性について確認しております。同内部監査においてはその職能に足る者を選任しております。また、必要に応じて顧問弁護士に相談、確認する等行っております。
 - (c) 内部監査担当者は、各部門のリスク管理状況を代表取締役社長及び取締役会に報告しております。
 - (d) 各担当部署はその担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施しております。また、自部門の業務の適正又は効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を実施しております。
 - (e) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、各種会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告しております。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会を毎月1回定時に開催する他、適宜臨時に開催しております。
 - (b) 事業計画を定めると共に取締役間で共有し、会社として達成すべき業績目標及び評価方法を明確化し、当該目標の達成に向けて各部門と共に効率的な達成方法を定めております。
 - (c) 計画に対する進捗は定時の取締役会にて報告・検証・分析し、全社的な業務効率の向上に努めております。
- e. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査役が求めた場合、必要な人員を配置できるものとしております。
 - (b) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。
 - (c) 当該使用人の人事異動に関しては、監査役の同意を得た上で決定するものとしております。
- f. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、当社に重大な損失を与える事項を発生させるとき、発生するおそれがあるとき、取締役による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役へ報告すべきと認められた事項が生じたときは、速やかに監査役に報告することとしております。
 - (b) 監査役は、重要な意思決定の状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、稟議書類等業務執行に係る重要書類を閲覧し、取締役及び使用人に報告を求めることができるものとしております。
- g. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査役はいつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査役の出席を拒めないものとしております。
 - (b) 代表取締役社長は、取締役会の開催前に監査役に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。
 - (c) 取締役は、監査制度に対する理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。
 - (d) 監査役は内部監査担当者と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人や顧問弁護士との意見交換等も実施しております。
- h. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 適正な会計に関する記録や報告を行うとともに、財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図っております。
- i. 反社会的勢力の排除に向けた体制
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体について、当社が定める「反社会的勢力排除マニュアル」に則り、取引等の一切の関係を遮断するとともに外部の専門家と緊密に連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応していきます。

反社会的勢力排除に向けた具体的な取組み状況

- a. 「反社会的勢力対策規程」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、いかなる場合において

も、反社会的勢力に対し金銭その他の経済的利益を提供しないことを定めております。

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、管理本部を主管として対応するとともに、所轄警察・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした対応を行ってまいります。

b．反社会的勢力による民事介入暴力の統括責任者を当社管理本部長としております。

反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、速やかに受付者は当社管理本部長に報告を行う体制を構築しております。又、金銭その他の経済的利益を提供することがないよう対応すること、反社会的勢力の関係者と思われる者から不当に金銭その他の経済的利益を要求されたとき、又は反社会的勢力の関係者と思われる者から暴行を受けたときには、社長の承認を得たのち管理本部長より警察へ届け出ること、並びに取引先への対応及び調査等を「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力排除マニュアル」により定め、全役職員に周知徹底しております。

当社管理本部では、所轄警察担当係・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関と連携体制を構築し、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する体制を整えております。

c．反社会的勢力チェックの方法について、新規に取引等を始める際には、当社で定めた「反社会的勢力排除マニュアル」に記載のとおり、取引等担当者がワークフロー上の「新規取引開始申請書」に調査対象企業情報を入力しております。管理本部にて、入力された調査対象企業情報に基づき外部専門機関が保有する新聞・雑誌等の反社会的勢力に関する公知情報のデータベース等を用いて調査を実施し、管理本部が反社会的勢力の該当性を判断しております。検索結果に疑義が生じた場合には管理担当役員へ報告し、取締役会報告等を検討しております。また、所轄警察担当係・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関に照会を行います。

また、基本取引契約書又は覚書等の中で反社会的勢力との関わりがあった場合の契約解除を明記して、関係を排除する方針であります。

既存取引先に関しては、インターネット検索等の方法による全件チェックを毎年実施することとしております。

役員については、就任時にインターネット検索等の方法によるチェックを行うほか「反社会的勢力との関係・取引・利用をしない」旨を記載した「誓約書」の提出を求めることとしております。

株主については、上場前は全株主を対象に、また、上場後は期末の株主名簿を基に主要株主に対して外部情報を用いた属性チェックを毎年実施することとしております。また、要注意であると判断した株主については、継続的なモニタリングを実施することとしております。

買収防衛策等の導入状況等

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。しかしながら、将来において当社の企業価値を向上させるに当たり必要な場合は、検討を要する課題となることも考えられます。

子会社に対する管理方法について

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行う体制としております。

財務報告に係る内部統制の評価・報告体制の状況

当社は財務報告に係る内部統制の評価・報告体制の整備を推進するため、内部監査部長を責任者として整備・運用・評価・是正を行っております。財務報告の信頼性を向上させるため、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を遵守し、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の維持・向上を図ってまいります。

取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

取締役選任の決議の要件

取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

社外取締役及び監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項に基づき、取締役会の決議をもって会社法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款で定めております。これは取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

取締役及び監査役の役員等賠償責任保険契約

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性 名(役員のうち女性の比率 %)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------------|-------|--------------|--|------|-----------------|
| 取締役 会長 | 石橋 克彦 | 1958年7月2日生 | 1985年4月 富士通株式会社 入社 1991年1月 同社 秘書室会長秘書 2000年12月 同社 経営企画室部長 2001年6月 同社 ビジネス開発室長 兼 ジャパンケーブルネット株式会 社(現株式会社ジュピターテレコ ム) 取締役 2005年12月 同社 社長室経営戦略室主席部長 2008年7月 同社 事業開発室長・本部長 2009年6月 同社 常務理事役員 事業開発室 長・本部長 2011年6月 ユー・エム・シー・エレクトロニク ス株式会社 取締役 常務執行役 員 管理本部副本部長 兼 上場準 備室室長 2014年1月 同社 常務執行役員 管理本部副本 部長 兼 経営企画室室長 2018年4月 同社 専務執行役員 管理本部副本 部長 戦略企画・経営企画担当 2020年4月 同社 専務執行役員 管理本部副本 部長 兼 経営企画部部長 2021年4月 東京センチュリー株式会社 常任顧 問 営業第三部門 Executive Adviser(現任) 2021年6月 当社 取締役会長(現任) | (注)3 | |
| 代表取締役 社長 | 藤田 健治 | 1969年8月22日生 | 1992年4月 三井物産株式会社 入社 2002年7月 ライセンスオンライン株式会社設立 (当時三井物産株式会社100%子会 社) 代表取締役社長 2006年11月 当社設立、代表取締役社長(現任) 2008年7月 TKSパートナーズ株式会社 取締役 (現任) 2019年4月 株式会社サブスクリプション総合研 究所 取締役(現任) 2019年6月 株式会社サブスコア 取締役(現任) 2020年1月 TKSアセットマネジメント株式会 社 取締役(現任) | (注)3 | 168,091 (注)5 |
| 取締役 副社長 | 宮崎 琢磨 | 1972年8月3日生 | 1998年4月 ソニー株式会社 入社 2005年7月 ライセンスオンライン株式会社 入 社 2007年1月 当社 取締役 2018年6月 当社 取締役副社長(現任) 2019年4月 株式会社サブスクリプション総合研 究所 代表取締役社長(現任) | (注)3 | 63,124 |
| 取締役 副社長 | 伊藤 淳一 | 1963年12月14日生 | 1987年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社 みずほ銀行) 入行 2013年7月 みずほ銀行 入行 営業第二部 副 部長 2016年4月 東京センチュリーリース株式会社 (現東京センチュリー株式会社) 入 社 オート事業第一部 部長 2018年4月 TCビジネスサービス株式会社 常務取締役 2018年7月 ユー・エム・シー・エレクトロニク ス株式会社 管理本部経理担当理事 2019年6月 当社 取締役 2020年4月 株式会社サブスクリプション総合研 究所 取締役(現任) 2021年6月 当社 取締役副社長(現任) | (注)3 | 1,000 |
| 取締役 | 花輪 正一 | 1978年1月7日生 | 2000年4月 株式会社ツインテック 入社 2002年8月 ライセンスオンライン株式会社 入 社 2008年7月 当社 入社 2016年3月 当社 執行役員 2017年6月 当社 取締役(現任) | (注)3 | 21,300 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|--------|--------------|--|---|-------|--------------|
| 取締役 | 澤田 脩 | 1945年12月7日生 | 1968年4月 2001年3月 2004年6月 2008年6月 2012年6月 2015年6月 2016年1月 2017年5月 2017年6月 2017年9月 | 三菱商事株式会社 入社 ブレインセラーズ・ドットコム株式 会社 取締役(現任) ネットワンシステムズ株式会社 代表取締役社長 同社 代表取締役会長 同社 相談役 本多通信工業株式会社 社外取締役(現任) 当社 顧問 株式会社グルーヴノーツ 社外取締役(現任) 当社 取締役(現任) 株式会社スキヤル 社外取締役(現 任) | (注) 3 | |
| 取締役 | 上山 亨 | 1977年10月11日生 | 2000年4月 2017年8月 2017年11月 2019年6月 2019年12月 2020年2月 | 野村證券株式会社 入社 カケルパートナーズ合同会社設立 代表社員(現任) HEROZ株式会社 取締役(監査等委 員)(現任) 当社 取締役(現任) 株式会社クラウドワークス 社外取 締役(現任) 株式会社いつも 取締役(監査等委 員)(現任) | (注) 3 | |
| 常勤監査役 | 太田 充生 | 1959年5月24日生 | 1982年4月 2002年4月 2005年5月 2007年5月 2010年6月 2012年9月 2016年10月 2019年5月 2021年6月 | 株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 同行 システム運用第二部 企画 チーム次長 同行 業務監査部IT・システム監査 室 監査主任 同行 システム運用部 渋谷事務セ ンター所長 みずほ情報総研株式会社(現みずほ リサーチ&テクノロジーズ株式会 社) 監査役 同社 システム運用第1部 部長 同社 プラットフォームサービス第 1部 部長 同社 業務管理部 拠点長 当社 監査役(現任) | (注) 4 | |
| 監査役 | 平田 幸一郎 | 1967年11月5日生 | 1990年4月 1992年10月 1997年8月 1999年8月 2001年5月 2008年7月 2013年6月 2014年1月 2014年5月 2017年5月 2017年7月 2017年9月 2017年12月 2018年5月 2019年11月 | 安田火災海上保険株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社)入 社 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ)入 所 中央クーパーズ・アンドライブラン ド・アドバイザーズ株式会社 (現PwC税理士法人) 入社 平田公認会計士事務所開業 所長 (現任) 有限会社アドバンスワン設立 取締 役社長(現任) 当社 監査役(現任) 株式会社エンパイオ・ホールディン グス 社外監査役(現任) ランサーズ株式会社 社外監査役 (現任) カタリズム株式会社(現アソビュー 株式会社) 監査役(現任) 廣和興産株式会社 取締役(現任) 株式会社TIMERS 監査役(現任) 株式会社エプリー 監査役(現任) 22株式会社 監査役(現任) 株式会社カケハシ 監査役(現任) 株式会社マツモト交商 監査役(現 任) | (注) 4 | 5,000 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | | 任期 | 所有株式数 (株) |
|---------|-------------------------|--------------|----------|---------------------------------|-------|--------------|
| 監査役 | 田中 裕幸 | 1970年10月22日生 | 1992年10月 | 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 | (注) 4 | |
| | | | 1999年4月 | 第一東京弁護士会 弁護士登録 | | |
| | | | 2001年4月 | 公認会計士登録 | | |
| | | | 2004年11月 | 田中法律会計事務所開業 所長(現任) | | |
| | | | 2005年11月 | 有限会社ティーシーピー設立 取締役社長(現任) | | |
| | | | 2012年10月 | インターナショナルアロイ株式会 社 監査役(現任) | | |
| | | | 2013年10月 | elephant design株式会社 監査役 (現任) | | |
| | | | 2014年12月 | 株式会社レグイミュン 監査役(現任) | | |
| 2016年1月 | 株式会社ユーザーローカル 監査役(現任) | | | | | |
| | | | 2017年3月 | 当社監査役(現任) | | |
| 計 | | | | | | 258,515 |

- (注) 1. 取締役石橋克彦、取締役澤田脩及び取締役上山亨は、社外取締役であります。
2. 監査役太田充生、監査役平田幸一郎及び監査役田中裕幸は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 代表取締役社長藤田健治の所有株式数に、同人により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社の所有株式数を合計しております。

社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。当社はこれら社外役員6名のうち澤田脩氏、及び上山亨氏の2名を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

社外取締役石橋克彦氏は上場企業にて業務執行責任者としての豊富な経験と実績を有しており、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の取締役会の適切な意思決定及び経営監督の実現に貢献頂けるものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、石橋克彦氏は東京センチュリー株式会社の常任顧問を兼任しております。東京センチュリー株式会社は、提出日現在において当社株式750,000株を所有する大株主であります。また、東京センチュリー株式会社と当社の間には、当社システム利用等に関する取引関係があります。石橋克彦氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役澤田脩氏は会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立的な立場で監督、提言を行っています。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役上山亨氏は証券会社における勤務経験があり、経営と金融等に関する幅広い見識を有しており、客観的な視点から当社事業及び経営の監督を頂けるものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役太田充生氏は他社における監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、またシステム運用部門における豊富な経験を有しており、当社の経営全般に対する監査・監督機能を期待しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役平田幸一郎氏は公認会計士として、また、他社における社外監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に対する監査・監督機能を期待しております。なお、平田幸一郎氏は提出日現在において当社株式5,000株を所有しております。なお、当社との間で特別の利害関係はありません。

社外監査役田中裕幸氏は公認会計士及び弁護士資格を有しており、当社の業務執行体制について法律・会計両面から適切な監査を行っていただけると期待し、社外監査役に選任しております。なお、当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は社外取締役を選任することで、経営に多様な視点を取り入れるとともに、取締役の監視機能を強化しております。また、社外監査役を選任することで、より独立した立場からの監査を確保し、監査機能の強化を図っております。これらの事項が、社外取締役又は社外監査役が当社の企業統治において果たす機能及び役割であります。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を明確に定めてはおりませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえ、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しないものと判断しております。

社外取締役及び社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、常勤監査役から内部監査担当者及び会計監査人との連携状況についての報告を受け、必要に応じて内部監査、会計監査人との相互連携を図るとともに、管理部門との連携を密にして経営情報を入手しておりますとともに、社外取締役を含む取締役は監査役と適宜会合を持ち意思疎通を図っていくこととしております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役3名）により構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。監査役会は原則として毎月1回開催しており、当事業年度は13回開催いたしました。各監査役の出席状況については以下のとおりであります。

| 氏名 | 出席回数 |
|-----------------|------------------|
| 西村 義典（常勤・社外監査役） | 13回/13回（出席率100%） |
| 平田 幸一郎（社外監査役） | 12回/13回（出席率92%） |
| 田中 裕幸（社外監査役） | 13回/13回（出席率100%） |

各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、監査役会において情報共有を図っております。監査役監査は、監査計画書に基づき、取締役会への出席、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行っております。また、監査役は定期的に内部監査担当者及び会計監査人と意見交換等を実施し、連携を取りながら効果的かつ効率的な監査を進めております。なお、当社と会計監査人は、期中においても適宜会計処理等について意見交換をしており、必要の都度、情報交換を行い相互の連携を高めております。

監査役会における主な検討事項として、1.取締役の意思決定状況の確認、2.内部統制システム構築及び運用状況の評価、3.リスク管理体制の確認、4.当社グループ会社の管理体制の確認、の4点について当事業年度の重点監査項目として取り組んでおります。

また、常勤監査役の活動としては、経営会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。さらに、2社の連結子会社を設立していることから、両社監査役との意見交換を行い、グループとしてのガバナンスについて適正な運営が図られるよう取り組んでおります。

内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査部（専任者1名で構成）が厳正中立の立場で各業務部門の業務監査を実施しており、当社が定める内部監査規程に基づき、内部監査計画を作成し、代表取締役社長の承認を得た上で、全部門を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

9年間

c. 業務を執行した公認会計士

公認会計士 白田 英生

公認会計士 水野 龍也

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士2名、会計士補1名、試験合格者3名、その他6名で構成されております。

e. 会計監査人の選定方針と理由

当社の会計監査人の選定は、監査の概要、監査の実施体制、及び監査報酬見積額の確認に基づき、総合的に評価を行い決定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査法人の選定方針に基づき行い、有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選任することは相当であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士に対する報酬の内容

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| | 監査証明業務に 基づく報酬(千円) | 非監査業務に 基づく報酬(千円) | 監査証明業務に 基づく報酬(千円) | 非監査業務に 基づく報酬(千円) |
| 提出会社 | 24,000 | | 30,500 | |
| 連結子会社 | | | | |
| 計 | 24,000 | | 30,500 | |

(監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|----------------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| | 監査証明業務に 基づく報酬(千円) | 非監査業務に 基づく報酬(千円) | 監査証明業務に 基づく報酬(千円) | 非監査業務に 基づく報酬(千円) |
| 提出会社 | | | | |
| 連結子会社 | | | | |
| 計 | | | | |

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針につきましては、監査公認会計士から提出された監査に要する業務時間等の見積書に基づき、監査公認会計士等との協議を経て報酬額を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施体制、監査報酬見積額の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の決定プロセスにおける透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を目的として、取締役会の任意の諮問機関として独立社外取締役を主要な構成員とする報酬委員会を設置しております。報酬委員会では、取締役会の諮問を受けて取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」という。）及び取締役等の個人別の報酬を含む取締役等の報酬に関する方針・制度の設計に関する事項、その他取締役等の報酬に関する重要な事項を審議し、取締役会に答申しております。

取締役会は、報酬委員会の答申を踏まえて、足元の経営の現状や見通し、会社の一層の成長に貢献し得る優秀な人材の・採用・登用の観点なども踏まえて、決定方針及び取締役等の個人別の報酬等を決定しております。

決定方針の概要は以下の通りであります。

a．取締役の個人別の報酬等の額または算定方法の決定方針

全体報酬を基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬、で構成することとし、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬を除く部分を月例の固定報酬である基本報酬として、役位、職責等に応じ総合的に勘案し、その額を決定する。

ただし、社外取締役については報酬の性格や役割期待などを踏まえ基本報酬のみで構成することとする。

b．業績連動報酬等における業績指標の内容および業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針

短期業績に応じて変動させる業績連動報酬の業績指標として、事業年度ごとに業績向上に対する意識を高めるための業績指標を設け、毎年の事業計画に対する達成状況に応じて変動させる現金報酬とし、その額を決定する。

c．非金銭報酬等における非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定方針

中長期の業績向上、企業価値向上への貢献へのインセンティブとして業績などを総合的に勘案して譲渡制限付株式報酬を非金銭報酬とし、その額を決定する。

d．報酬等の種類ごとの割合の決定方針

上位の役位であるほど全体報酬に占める業績連動報酬や譲渡制限付株式報酬の割合を原則として高くし、報酬委員会の答申内容で示された割合を踏まえ、決定する。

e．報酬等を与える時期または条件の決定方針

在任期間中に、原則として基本報酬と業績連動報酬は月例、譲渡制限付株式報酬は年次、で支給することとし、取締役会において時期等を決定する。

f．個人別の報酬等の内容についての決定の再一任

個人別の報酬等の内容についての決定の再一任は行なわないこととする。

g．個人別の報酬等の内容についての決定の方法

独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会を設置し、取締役等の報酬に関する方針・制度の設計に関する事項等について当該委員会に諮問し、その答申を踏まえて、前記 a～f の決定方針等を含めて取締役会が決定する。

h．個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項

該当事項はなし。

取締役の個人別の報酬等の概要は以下の通りであります。

a．取締役の報酬等の限度額

取締役の報酬等の限度額は、2019年6月25日開催の第13回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役年額40百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は3名）です。また、当該報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与及び、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額20百万円以内、年10,000株以内、譲渡制限期間3年間から30年間以内、の譲渡制限付株式報酬の支給を決議しております。

b．当事業年度における取締役の個人別の報酬等

当事業年度にける取締役の個人別の報酬等につきましては、決定方針を踏まえて、全体報酬は、基本報

酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬、から構成しております（基本報酬のみとする社外取締役等を除く）。

このうち、業績連動報酬については、役付取締役は全体報酬の20%、その他の取締役は全体報酬の10%、としております。業績連動報酬における業績指標については、連結売上高及び連結経常利益の2つの指標、それぞれの指標のウェイトを50%ずつ、年度の事業計画に対するそれぞれの指標の達成状況に応じて上下10%刻みで0%から200%の範囲で変動、としております。なお、以上の結果、前事業年度の業績指標の達成状況により、当事業年度の業績連動報酬は支払っておりません。

譲渡制限付株式報酬については、役位・職責等に応じて、全体報酬の30%から10%、としております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から月例の固定報酬である基本報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

監査役の報酬等の限度額は、2016年6月22日開催の第10回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|--------------------|----------------|----------------|---------------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 譲渡制限付 株式報酬 | |
| 取締役 (社外取締役を除く。) | 59,747 | 47,040 | 12,707 | 4 |
| 監査役 (社外監査役を除く。) | | | | |
| 社外取締役 | 7,800 | 7,800 | | 4 |
| 社外監査役 | 13,200 | 13,200 | | 3 |

(注) 本書提出日現在の取締役は7名(うち社外取締役は3名)、監査役は3名(うち社外監査役は3名)であります。上記の対象となる役員の員数と相違しておりますのは、2020年6月24日付で退任した取締役1名が含まれているためであります。

役員ごとの報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、配当や値上がり益による金融収益のみを目的とする投資株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」、それ以外の投資株式を「純投資目的以外の目的である投資株式」と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が保有する純投資目的以外の目的である投資株式は、当社グループの主要な取引先等の重要なステークホルダーが発行する株式であり、中長期的に当社のビジネス推進に必要な株式を保有しております。また、純投資以外の目的である投資株式については、定期的に取り引関係や損益状況等を把握し、その保有意義等を検証した上で、継続保有の是非を検討しております。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

| | 銘柄数 (銘柄) | 貸借対照表計上額の 合計額(千円) |
|------------|-------------|----------------------|
| 非上場株式 | 2 | 814 |
| 非上場株式以外の株式 | | |

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等主催の各種セミナーへの参加や、財務会計等の専門書の定期購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2020年3月31日) | 当連結会計年度 (2021年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 289,527 | 283,667 |
| 売掛金 | 88,208 | 137,131 |
| 商品 | 291 | 291 |
| 仕掛品 | 540 | |
| 貯蔵品 | 74 | 48 |
| その他 | 43,070 | 38,926 |
| 流動資産合計 | 421,713 | 460,064 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 4,510 | 4,510 |
| 減価償却累計額 | 655 | 994 |
| 建物(純額) | 3,855 | 3,516 |
| 工具、器具及び備品 | 22,269 | 25,755 |
| 減価償却累計額 | 16,468 | 20,800 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 5,801 | 4,955 |
| 有形固定資産合計 | 9,656 | 8,471 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 451,992 | 429,804 |
| ソフトウェア仮勘定 | 3,669 | 22,598 |
| 無形固定資産合計 | 455,662 | 452,403 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 9,532 | 814 |
| 繰延税金資産 | | 18,214 |
| その他 | 1,804 | 840 |
| 投資その他の資産合計 | 11,337 | 19,868 |
| 固定資産合計 | 476,656 | 480,743 |
| 資産合計 | 898,369 | 940,808 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2020年3月31日) | 当連結会計年度 (2021年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 23,867 | 20,643 |
| 短期借入金 | 190,000 | 200,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 73,344 | 73,336 |
| 未払金 | 48,126 | 48,383 |
| 未払法人税等 | 5,336 | 28,034 |
| その他 | 27,499 | 67,663 |
| 流動負債合計 | 368,173 | 438,061 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 169,982 | 96,646 |
| 繰延税金負債 | 485 | 98 |
| 資産除去債務 | 1,500 | 1,503 |
| 固定負債合計 | 171,967 | 98,247 |
| 負債合計 | 540,141 | 536,309 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 492,928 | 506,102 |
| 資本剰余金 | 362,928 | 376,102 |
| 利益剰余金 | 513,055 | 482,105 |
| 自己株式 | 1,349 | 1,436 |
| 株主資本合計 | 341,451 | 398,663 |
| 非支配株主持分 | 16,776 | 5,835 |
| 純資産合計 | 358,228 | 404,499 |
| 負債純資産合計 | 898,369 | 940,808 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日) | 当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日) |
|-------------------------------------|--|--|
| 売上高 | 537,267 | 754,742 |
| 売上原価 | 267,455 | 323,743 |
| 売上総利益 | 269,811 | 430,999 |
| 販売費及び一般管理費 | 1、2 444,453 | 1、2 395,354 |
| 営業利益又は営業損失() | 174,642 | 35,644 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2 | 2 |
| 補助金収入 | 2,473 | 4,000 |
| その他 | 163 | 86 |
| 営業外収益合計 | 2,639 | 4,088 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,782 | 4,326 |
| 株式交付費 | 495 | 230 |
| その他 | 2 | 171 |
| 営業外費用合計 | 2,280 | 4,728 |
| 経常利益又は経常損失() | 174,283 | 35,004 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | | 8,718 |
| 減損損失 | 3 | 3 1,953 |
| 特別損失合計 | | 10,671 |
| 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失() | 174,283 | 24,333 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,877 | 22,924 |
| 法人税等調整額 | 11,319 | 18,600 |
| 法人税等合計 | 8,442 | 4,323 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 182,725 | 20,009 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失() | 2,076 | 10,941 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() | 184,802 | 30,950 |

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日) | 当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日) |
|-----------------|--|--|
| 当期純利益又は当期純損失() | 182,725 | 20,009 |
| 包括利益 | 182,725 | 20,009 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 184,802 | 30,950 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 2,076 | 10,941 |

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|---------|---------|---------|-------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 483,632 | 353,632 | 328,253 | 1,309 | 507,702 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 9,295 | 9,295 | | | 18,591 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失() | | | 184,802 | | 184,802 |
| 自己株式の取得 | | | | 39 | 39 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | 9,295 | 9,295 | 184,802 | 39 | 166,250 |
| 当期末残高 | 492,928 | 362,928 | 513,055 | 1,349 | 341,451 |

| | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|---------|---------|
| 当期首残高 | | 507,702 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | | 18,591 |
| 親会社株主に帰属する当期純損失() | | 184,802 |
| 自己株式の取得 | | 39 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 16,776 | 16,776 |
| 当期変動額合計 | 16,776 | 149,474 |
| 当期末残高 | 16,776 | 358,228 |

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|---------------------|---------|---------|---------|-------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当期首残高 | 492,928 | 362,928 | 513,055 | 1,349 | 341,451 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 新株の発行 | 13,174 | 13,174 | | | 26,348 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 30,950 | | 30,950 |
| 自己株式の取得 | | | | 87 | 87 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | 13,174 | 13,174 | 30,950 | 87 | 57,212 |
| 当期末残高 | 506,102 | 376,102 | 482,105 | 1,436 | 398,663 |

| | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|---------------------|---------|---------|
| 当期首残高 | 16,776 | 358,228 |
| 当期変動額 | | |
| 新株の発行 | | 26,348 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 30,950 |
| 自己株式の取得 | | 87 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 10,941 | 10,941 |
| 当期変動額合計 | 10,941 | 46,270 |
| 当期末残高 | 5,835 | 404,499 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|-----------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失() | 174,283 | 24,333 |
| 減価償却費 | 154,647 | 221,329 |
| 減損損失 | | 1,953 |
| 株式報酬費用 | 12,152 | 14,792 |
| 投資有価証券評価損益(は益) | | 8,718 |
| 受取利息及び受取配当金 | 2 | 2 |
| 支払利息 | 1,782 | 4,326 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 47,005 | 48,922 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 269 | 566 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 2,411 | 3,223 |
| 未払金の増減額(は減少) | 15,034 | 1,533 |
| その他 | 16,694 | 43,905 |
| 小計 | 42,323 | 269,308 |
| 利息及び配当金の受取額 | 2 | 2 |
| 利息の支払額 | 1,782 | 4,220 |
| 法人税等の支払額 | 6,809 | 8,370 |
| 法人税等の還付額 | | 9,518 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 33,734 | 266,238 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 5,200 | 3,486 |
| 無形固定資産の取得による支出 | 270,723 | 216,755 |
| 投資有価証券の取得による支出 | 9,532 | |
| その他 | 6,883 | |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 278,572 | 220,241 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入れによる収入 | 190,000 | 180,000 |
| 短期借入金の返済による支出 | 50,000 | 170,000 |
| 長期借入れによる収入 | 200,000 | |
| 長期借入金の返済による支出 | 83,309 | 73,344 |
| 株式の発行による収入 | 2,388 | 11,574 |
| 自己株式の取得による支出 | 39 | 87 |
| 非支配株主からの払込みによる収入 | 14,700 | |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 273,739 | 51,857 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 28,901 | 5,860 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 260,626 | 289,527 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 1 289,527 | 1 283,667 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

2社

主要な連結子会社の名称

(株)サブスクリプション総合研究所

(株)サブスコア

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

商品・仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)及び建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

10～15年

工具、器具及び備品

3～5年

無形固定資産(リース資産を除く)

顧客サービスに利用する

見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間(3年以内)

ソフトウェア

に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時の費用として処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末は回収不能見込額が発生しなかったため、残高はありません。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお当連結会計年度末においては未払賞与の支給額が確定していることから、未払費用として計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

受注製作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

その他の契約

工事完成基準

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬は、報酬債権を付与日における公正価値に基づいて測定し、対応する金額を資本の増加として認識するとともに、報酬費用を対象勤務期間にわたって費用として認識しております。譲渡制限付株式報酬の公正価値は、付与した当社株式の公正価値を参照して測定しております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を新たに開示しております。

(重要な会計上の見積り)

顧客サービスに利用するソフトウェアの償却計算

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(千円)

| | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客サービスに利用するソフトウェア残高 | 426,194 |
| 同ソフトウェア償却額 | 215,368 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、顧客サービスに利用するソフトウェアの減価償却について、見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

当該見込販売収益は、当社グループの事業計画を基礎としている見積項目であり、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。実際に発生した収益の時期及び金額が見積りと異なり、見込販売収益の減少が見込まれる場合は、翌連結会計年度の連結財務諸表において、ソフトウェアの残高及び償却額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1)概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|------|--|--|
| 給料手当 | 138,053千円 | 133,652千円 |
| 役員報酬 | 75,150 " | 68,040 " |

2 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|--|--|--|
| | 18,042千円 | 千円 |

3 当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しています。

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失 |
|---------|-------|--------|---------|
| 東京都千代田区 | 事業用資産 | ソフトウェア | 1,953千円 |

当社グループは、主に管理会計上の区分を考慮して資産のグルーピングを行っております。

連結子会社である株式会社サブスコアが保有する事業用資産の一部について、当初想定していた期間内での収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 株式数(株) | 当連結会計年度増加 株式数(株) | 当連結会計年度減少 株式数(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 | 2,302,560 | 9,380 | | 2,311,940 |
| 合計 | 2,302,560 | 9,380 | | 2,311,940 |

(変動事由の概要)

新株の発行

譲渡制限付株式報酬制度としての新株式の発行による増加 4,940株

ストック・オプションの権利行使による増加 4,440株

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|-------|-----------|----|----|----------|
| 普通株式 | 296 | 36 | | 332 |

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 36株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 株式数(株) | 当連結会計年度増加 株式数(株) | 当連結会計年度減少 株式数(株) | 当連結会計年度末 株式数(株) |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------|
| 普通株式 | 2,311,940 | 38,656 | | 2,350,596 |
| 合計 | 2,311,940 | 38,656 | | 2,350,596 |

(変動事由の概要)

新株の発行

譲渡制限付株式報酬制度としての新株式の発行による増加 9,056株

ストック・オプションの権利行使による増加 29,600株

2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|-------|-----------|-----|----|----------|
| 普通株式 | 332 | 359 | | 691 |

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 54株

譲渡制限付株式報酬に関する株式の無償取得による増加 305株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|----------------------|--|--|
| 現金及び預金 | 289,527千円 | 283,667千円 |
| 預入期間が3か月を超える 定期預金 | " | " |
| 現金及び現金同等物 | 289,527千円 | 283,667千円 |

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 前連結会計年度 (2020年3月31日) | 当連結会計年度 (2021年3月31日) |
|-----|-------------------------|-------------------------|
| 1年内 | 2,203千円 | 2,203千円 |
| 1年超 | 7,721 " | 5,517 " |
| 合計 | 9,925千円 | 7,721千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は1年内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、当社管理本部が取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況を各事業部門に随時連絡しております。また、与信管理規程に基づき、年1回与信限度額水準の見直しを行い、信用リスクの低減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、当社管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

前連結会計年度(2020年3月31日)

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 289,527 | 289,527 | |
| (2) 売掛金 | 88,208 | 88,208 | |
| 資産計 | 377,736 | 377,736 | |
| (1) 買掛金 | 23,867 | 23,867 | |
| (2) 短期借入金 | 190,000 | 190,000 | |
| (3) 未払金 | 48,126 | 48,126 | |
| (4) 長期借入金() | 243,326 | 243,326 | |
| 負債計 | 505,319 | 505,319 | |

() 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|--------------|--------------------|------------|------------|
| (1) 現金及び預金 | 283,667 | 283,667 | |
| (2) 売掛金 | 137,131 | 137,131 | |
| 資産計 | 420,798 | 420,798 | |
| (1) 買掛金 | 20,643 | 20,643 | |
| (2) 短期借入金 | 200,000 | 200,000 | |
| (3) 未払金 | 48,383 | 48,383 | |
| (4) 長期借入金() | 169,982 | 169,982 | |
| 負債計 | 439,008 | 439,008 | |

() 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

| 区分 | 2020年3月31日 | 2021年3月31日 |
|-------|------------|------------|
| 非上場株式 | 9,532 | 814 |

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 289,527 | | | |
| 売掛金 | 88,208 | | | |
| 合計 | 377,736 | | | |

当連結会計年度(2021年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 283,667 | | | |
| 売掛金 | 137,131 | | | |
| 合計 | 420,798 | | | |

(注4) 借入金の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(2020年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 190,000 | | | | | |
| 長期借入金 | 73,344 | 73,336 | 40,008 | 40,008 | 16,630 | |
| 合計 | 263,344 | 73,336 | 40,008 | 40,008 | 16,630 | |

当連結会計年度(2021年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 200,000 | | | | | |
| 長期借入金 | 73,336 | 40,008 | 40,008 | 16,630 | | |
| 合計 | 273,336 | 40,008 | 40,008 | 16,630 | | |

(有価証券関係)

減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

該当事項はありません

当連結会計年度(2021年3月31日)

当連結会計年度において、その他有価証券の非上場株式について8,718千円の減損処理を行っております。

なお、非上場株式の減損処理にあたりましては、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(2021年3月期)において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|--------------|---|---|
| 決議年月日 | 2012年12月26日 | 2014年6月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 3名 当社従業員 17名 | 当社取締役 3名 当社従業員 12名 |
| 株式の種類及び付与数 | 普通株式 62,800株 | 普通株式 57,200株 |
| 付与日 | 2012年12月28日 | 2014年6月27日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者 の間で締結する「新株予約権割当契約 書」で定めております。 | 権利確定条件は定めておりません。な お、細則については、当社と付与対象者 の間で締結する「新株予約権割当契約 書」で定めております。 |
| 対象勤務期間 | 期間の定めはありません。 | 期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 2014年12月29日～2021年12月25日 | 2016年6月28日～2024年6月24日 |

| | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|--------------|---|---|
| 決議年月日 | 2016年3月23日 | 2017年3月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取締役 3名 当社従業員 25名 | 当社従業員 44名 |
| 株式の種類及び付与数 | 普通株式 87,800株 | 普通株式 24,000株 |
| 付与日 | 2016年3月31日 | 2017年3月17日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めておりません。な お、細則については、当社と付与対象者 の間で締結する「新株予約権割当契約 書」で定めております。 | 権利確定条件は定めておりません。な お、細則については、当社と付与対象者 の間で締結する「新株予約権割当契約 書」で定めております。 |
| 対象勤務期間 | 期間の定めはありません。 | 期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 2018年4月1日～2026年3月22日 | 2019年3月18日～2027年3月14日 |

| 第5回新株予約権 | |
|--------------|---|
| 決議年月日 | 2017年9月15日 |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 20名 |
| 株式の種類及び付与数 | 普通株式 12,000株 |
| 付与日 | 2017年9月20日 |
| 権利確定条件 | 権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者 の間で締結する「新株予約権割当契約 書」で定めております。 |
| 対象勤務期間 | 期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 2019年9月21日～2027年9月14日 |

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
ストック・オプションの数

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|----------|-------------|------------|
| 決議年月日 | 2012年12月26日 | 2014年6月25日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 前事業年度末 | | |
| 付与 | | |
| 失効 | | |
| 権利確定 | | |
| 未確定残 | | |
| 権利確定後(株) | | |
| 前事業年度末 | 28,960 | 32,080 |
| 権利確定 | | |
| 権利行使 | 16,000 | 4,000 |
| 失効 | 1,360 | 1,360 |
| 未行使残 | 11,600 | 26,720 |

| | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|----------|------------|------------|
| 決議年月日 | 2016年3月23日 | 2017年3月15日 |
| 権利確定前(株) | | |
| 前事業年度末 | | |
| 付与 | | |
| 失効 | | |
| 権利確定 | | |
| 未確定残 | | |
| 権利確定後(株) | | |
| 前事業年度末 | 56,320 | 14,840 |
| 権利確定 | | |
| 権利行使 | 7,960 | 1,480 |
| 失効 | 1,120 | 320 |
| 未行使残 | 47,240 | 13,040 |

| | 第5回新株予約権 |
|----------|------------|
| 決議年月日 | 2017年9月15日 |
| 権利確定前(株) | |
| 前事業年度末 | |
| 付与 | |
| 失効 | |
| 権利確定 | |
| 未確定残 | |
| 権利確定後(株) | |
| 前事業年度末 | 7,560 |
| 権利確定 | |
| 権利行使 | 160 |
| 失効 | 520 |
| 未行使残 | 6,880 |

単価情報

| | 第1回新株予約権 | 第2回新株予約権 |
|-------------------|-------------|------------|
| 決議年月日 | 2012年12月26日 | 2014年6月25日 |
| 権利行使価格(円) | 363 | 363 |
| 行使時平均株価(円) | 2,458 | 1,983 |
| 付与日における公正な評価単価(円) | | |

| | 第3回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|-------------------|------------|------------|
| 決議年月日 | 2016年3月23日 | 2017年3月15日 |
| 権利行使価格(円) | 425 | 650 |
| 行使時平均株価(円) | 2,469 | 1,630 |
| 付与日における公正な評価単価(円) | | |

| | 第5回新株予約権 |
|-------------------|------------|
| 決議年月日 | 2017年9月15日 |
| 権利行使価格(円) | 1,250 |
| 行使時平均株価(円) | 2,532 |
| 付与日における公正な評価単価(円) | |

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の連結会計年度末における本源的価値の合計額及び連結会計年度において行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---------------------------------|-----------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 200,190千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 | 57,925千円 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (2020年3月31日) | 当連結会計年度 (2021年3月31日) |
|---------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 税務上の繰越欠損金(注) | 60,537千円 | 42,476千円 |
| 未払賞与 | 4,595 " | 5,356 " |
| 未払事業税 | 1,038 " | 2,369 " |
| 資産除去債務 | 459 " | 460 " |
| 減価償却超過額 | 32,663 " | 53,442 " |
| 減損損失 | " | 675 " |
| 株式報酬費用 | 3,721 " | 7,995 " |
| 未払金 | " | 2,898 " |
| 投資有価証券 | " | 2,669 " |
| その他 | 661 " | 802 " |
| 繰延税金資産小計 | 103,676千円 | 119,145千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) | 60,537 " | 42,476 " |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性 引当額 | 43,139 " | 58,118 " |
| 評価性引当額小計 | 103,676 " | 100,594 " |
| 繰延税金資産合計 | 千円 | 18,551千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 368 " | 336 " |
| その他 | 116 " | 98 " |
| 繰延税金負債合計 | 485千円 | 435千円 |
| 繰延税金資産純額 | 千円 | 18,115千円 |
| 繰延税金負債純額 | 485千円 | 千円 |

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|--------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|----------|
| 税務上の繰越欠損金(a) | 9,741 | 7,619 | | | | 43,175 | 60,537千円 |
| 評価性引当額 | 9,741 | 7,619 | | | | 43,175 | 60,537 " |
| 繰延税金資産 | | | | | | | " |

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|--------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|----------|
| 税務上の繰越欠損金(b) | | | | | 5,951 | 36,524 | 42,476千円 |
| 評価性引当額 | | | | | 5,951 | 36,524 | 42,476 " |
| 繰延税金資産 | | | | | | | " |

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前連結会計年度 (2020年3月31日) | 当連結会計年度 (2021年3月31日) |
|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 法定実効税率 (調整) | 30.62% | 30.62% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.18% | 1.50% |
| 住民税均等割 | 0.61% | 4.56% |
| 評価性引当額の増減 | 16.78% | 73.29% |
| 繰越欠損金の利用 | % | 89.33% |
| 繰越欠損金の期限切 | 18.16% | % |
| その他 | 0.27% | 2.87% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 4.84% | 17.77% |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの主たる事業はサブスクリプション事業であり、その他の事業の売上高、セグメント利益の金額は、全事業セグメントの合計額に占める割合が著しく低いため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループの主たる事業はサブスクリプション事業であり、単一製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

| 顧客の名称又は氏名 | 売上高 | 関連するセグメント名 |
|--------------|--------|-------------|
| 東京センチュリー株式会社 | 54,919 | サブスクリプション事業 |

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループの主たる事業はサブスクリプション事業であり、単一製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しています。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当社グループは、サブスクリプション事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|--------------|----------------------|-------------|---------------------------|---|-------------------------------|---------------|----------------------|--------------|-----|--------------|
| 主要株主 (法人) | 東京セン チュリー株 式会社 | 東京都 千代田区 | 81,129 | 賃貸事業、 割賦販売事 業、営業貸 付事業、そ の他の事業 | (被所有) 直接 32.4 | 業務提携 | 当社システ ム導入及び 利用 | 54,819 | 売掛金 | 2,420 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (百万円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|--------------|----------------------|-------------|---------------------------|---|-------------------------------|---------------|----------------------|--------------|-----|--------------|
| 主要株主 (法人) | 東京セン チュリー株 式会社 | 東京都 千代田区 | 81,129 | 賃貸事業、 割賦販売事 業、営業貸 付事業、そ の他の事業 | (被所有) 直接 31.9 | 業務提携 | 当社システ ム導入及び 利用 | 34,668 | 売掛金 | 3,722 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|----------------|-----|--------------------------|---------------|-------------------------------|---------------|-------------|--------------|-------|--------------|
| 役員 | 藤田健治 | 東京都 | | | (被所有) 5.2 | 資金の借入 | 事業資金の 借入 | 150,000 | 短期借入金 | 150,000 |

(注) 1. 借入金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金 又は 出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|----------------|-----|--------------------------|---------------|-------------------------------|---------------|-------------|--------------|-------|--------------|
| 役員 | 藤田健治 | 東京都 | | | (被所有) 7.1 | 資金の借入 | 事業資金の 借入 | | 短期借入金 | 150,000 |
| | | | | | | | 支払利息 | 2,503 | 未払費用 | 266 |

(注) 1. 借入金利は、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|-------------------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 147.71円 | 169.65円 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() | 80.08円 | 13.30円 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 | 円 | 12.74円 |

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当期純損失であるため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|--|--|--|
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失()(千円) | 184,802 | 30,950 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | | |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円) | 184,802 | 30,950 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 2,307,777 | 2,327,556 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円) | | |
| 普通株式増加数(株) | | 102,389 |
| (うち新株予約権)(株) | () | (102,389) |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | | |

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2020年3月31日) | 当連結会計年度 (2021年3月31日) |
|------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 358,228 | 404,499 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | 16,776 | 5,835 |
| (うち非支配株主持分)(千円) | (16,776) | (5,835) |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 341,451 | 398,663 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株) | 2,311,608 | 2,349,905 |

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度としての新株式の発行)

当社は、2021年6月23日開催の取締役会において、2021年7月21日を払込完了日とする譲渡制限付株式報酬制度として新株式の発行を行うことについて決議いたしました。

1. 発行の目的及び理由

当社は、2019年5月24日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の対象取締役及び当社執行役員を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、また、2019年6月25日開催の第13回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額20百万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

2. 発行の概要

| | |
|---------------------------------|---|
| (1) 払込期日 | 2021年7月21日 |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 当社普通株式 8,650株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき2,163円 |
| (4) 発行総額 | 18,709,950円 |
| (5) 資本組入額 | 1株につき1,081.5円 |
| (6) 資本組入額の総額 | 9,354,975円 |
| (7) 募集または割当方法 | 譲渡制限付株式を割り当てる方法 |
| (8) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割当てる株式の数 | 当社の取締役（社外取締役を除く。）4名 7,724株 当社の執行役員 2名 926株 |
| (9) その他 | 本新株式発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|------------------------|---------------|---------------|-------------|---------------------------|
| 短期借入金 | 190,000 | 200,000 | 1.47 | |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 73,344 | 73,336 | 0.65 | |
| 1年以内に返済予定のリース債務 | | | | |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く) | 169,982 | 96,646 | 0.49 | 2022年4月30日～ 2024年8月31日 |
| リース債務(1年以内に返済予定のものを除く) | | | | |
| その他有利子負債 | | | | |
| 合計 | 433,326 | 369,982 | | |

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

| 区分 | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 40,008 | 40,008 | 16,630 | |

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当連結会計年度 |
|--|---------|---------|---------|---------|
| 売上高 (千円) | 173,605 | 329,599 | 527,894 | 754,742 |
| 税金等調整前 四半期(当期)純利益 又は税金等調整前四半期 純損失() (千円) | 10,127 | 25,540 | 2,431 | 24,333 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する四半期純 損失() (千円) | 8,914 | 26,450 | 2,447 | 30,950 |
| 1株当たり当期純利益 又は1株当たり四半期純 損失() (円) | 3.85 | 11.40 | 1.05 | 13.30 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|--|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純 損失() (円) | 3.85 | 7.55 | 10.31 | 14.26 |

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|-------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 265,545 | 266,110 |
| 売掛金 | 1 81,532 | 1 136,659 |
| 仕掛品 | 4,209 | |
| 貯蔵品 | 74 | 48 |
| 前払費用 | 30,196 | 33,340 |
| 未収入金 | 1 5,806 | 1 1,704 |
| その他 | 1 6,875 | 1 1,979 |
| 流動資産合計 | 394,239 | 439,843 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 3,855 | 3,516 |
| 工具、器具及び備品 | 5,801 | 4,955 |
| 有形固定資産合計 | 9,656 | 8,471 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 440,968 | 429,804 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 22,598 |
| 無形固定資産合計 | 440,968 | 452,403 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 9,532 | 814 |
| 関係会社株式 | 20,319 | 11,092 |
| 長期前払費用 | 1,804 | 840 |
| 繰延税金資産 | | 18,214 |
| 投資その他の資産合計 | 31,656 | 30,961 |
| 固定資産合計 | 482,281 | 491,836 |
| 資産合計 | 876,520 | 931,679 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 23,163 | 20,430 |
| 短期借入金 | 190,000 | 200,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 73,344 | 73,336 |
| 未払金 | 1 47,926 | 1 48,285 |
| 未払費用 | 21,097 | 23,045 |
| 未払法人税等 | 3,282 | 27,440 |
| 預り金 | 6,304 | 4,623 |
| 前受収益 | 98 | 2,012 |
| その他 | | 37,905 |
| 流動負債合計 | 365,216 | 437,078 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 169,982 | 96,646 |
| 繰延税金負債 | 485 | |
| 資産除去債務 | 1,500 | 1,503 |
| 固定負債合計 | 171,967 | 98,149 |
| 負債合計 | 537,184 | 535,227 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 492,928 | 506,102 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 362,928 | 376,102 |
| 資本剰余金合計 | 362,928 | 376,102 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 515,171 | 484,316 |
| 利益剰余金合計 | 515,171 | 484,316 |
| 自己株式 | 1,349 | 1,436 |
| 株主資本合計 | 339,335 | 396,452 |
| 純資産合計 | 339,335 | 396,452 |
| 負債純資産合計 | 876,520 | 931,679 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日) |
|-----------------------|--|--|
| 売上高 | 1 534,571 | 1 754,083 |
| 売上原価 | 1 272,536 | 1 306,861 |
| 売上総利益 | 262,034 | 447,222 |
| 販売費及び一般管理費 | 1、2 439,922 | 1、2 393,059 |
| 営業利益又は営業損失() | 177,887 | 54,162 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 2 | 2 |
| 補助金収入 | 2,473 | |
| 業務受託料 | 1 1,980 | 1 2,820 |
| その他 | 163 | 84 |
| 営業外収益合計 | 4,618 | 2,906 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 1,782 | 4,326 |
| 株式交付費 | 495 | 230 |
| その他 | 2 | 171 |
| 営業外費用合計 | 2,280 | 4,728 |
| 経常利益又は経常損失() | 175,548 | 52,340 |
| 特別損失 | | |
| 関係会社株式評価損 | 4,980 | 9,226 |
| 投資有価証券評価損 | | 8,718 |
| 特別損失合計 | 4,980 | 17,944 |
| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失() | 180,529 | 34,395 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,931 | 22,240 |
| 法人税等調整額 | 11,319 | 18,699 |
| 法人税等合計 | 6,388 | 3,540 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 186,918 | 30,854 |

【売上原価明細書】

| 区分 | 注記 番号 | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | |
|----------|----------|--|------------|--|------------|
| | | 金額(千円) | 構成比 (%) | 金額(千円) | 構成比 (%) |
| 労務費 | 1 | 135,727 | 27.6 | 119,767 | 24.0 |
| 経費 | | 356,425 | 72.4 | 378,532 | 76.0 |
| 当期総製造費用 | | 492,152 | 100.0 | 498,299 | 100.0 |
| 期首仕掛品棚卸高 | | 1,100 | | 4,209 | |
| 合計 | | 493,252 | | 502,509 | |
| 期末仕掛品棚卸高 | | 4,209 | | | |
| 他勘定振替高 | 2 | 216,506 | | 195,647 | |
| 当期売上原価 | | 272,536 | | 306,861 | |

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度(千円) | 当事業年度(千円) |
|-------|-----------|-----------|
| 外注費 | 144,258 | 108,732 |
| 減価償却費 | 149,032 | 205,235 |

2. 他勘定振替高の主な内容は、次のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度(千円) | 当事業年度(千円) |
|-----------|-----------|-----------|
| ソフトウェア仮勘定 | 216,506 | 195,647 |

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、プロジェクト別個別原価計算による実際原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産合計 |
|----------|---------|---------|-------------|-----------------------------|-------------|-------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 483,632 | 353,632 | 353,632 | 328,253 | 328,253 | 1,309 | 507,702 | 507,702 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 9,295 | 9,295 | 9,295 | | | | 18,591 | 18,591 |
| 当期純損失() | | | | 186,918 | 186,918 | | 186,918 | 186,918 |
| 自己株式の取得 | | | | | | 39 | 39 | 39 |
| 当期変動額合計 | 9,295 | 9,295 | 9,295 | 186,918 | 186,918 | 39 | 168,366 | 168,366 |
| 当期末残高 | 492,928 | 362,928 | 362,928 | 515,171 | 515,171 | 1,349 | 339,335 | 339,335 |

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | 純資産合計 |
|---------|---------|---------|-------------|-----------------------------|-------------|-------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | | |
| 当期首残高 | 492,928 | 362,928 | 362,928 | 515,171 | 515,171 | 1,349 | 339,335 | 339,335 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 13,174 | 13,174 | 13,174 | | | | 26,348 | 26,348 |
| 当期純利益 | | | | 30,854 | 30,854 | | 30,854 | 30,854 |
| 自己株式の取得 | | | | | | 87 | 87 | 87 |
| 当期変動額合計 | 13,174 | 13,174 | 13,174 | 30,854 | 30,854 | 87 | 57,116 | 57,116 |
| 当期末残高 | 506,102 | 376,102 | 376,102 | 484,316 | 484,316 | 1,436 | 396,452 | 396,452 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式
 移動平均法による原価法

その他有価証券
 時価のないもの
 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

| | |
|-----|--|
| 仕掛品 | 個別法による原価法 (貸借対照表価額について収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) |
| 貯蔵品 | 先入先出法による原価法 (貸借対照表価額について収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備を除く)及び建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物 | 10～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～5年 |

(2) 無形固定資産

| | |
|-----------------------|--|
| 顧客サービスに利用する ソフトウェア | 見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間(3年以内) に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法 |
|-----------------------|--|

3. 繰延資産の処理方法

| | |
|-------|--------------------|
| 株式交付費 | 支出時の費用として処理しております。 |
|-------|--------------------|

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末は回収不能見込額が発生しなかったため、残高はありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末においては未払賞与の支給額が確定していることから、未払費用として計上していません。

5. 収益及び費用の計上基準

受注製作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約

工事進行基準(進捗率の見積りは原価比例法)

- (2) その他の契約
工事完成基準

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度に基づく報酬は、報酬債権を付与日における公正価値に基づいて測定し、対応する金額を資本の増加として認識するとともに、報酬費用を対象勤務期間にわたって費用として認識しております。譲渡制限付株式報酬の公正価値は、付与した当社株式の公正価値を参照して測定しております。

(追加情報)

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」を新たに開示しております。

(重要な会計上の見積り)

顧客サービスに利用するソフトウェアの償却計算

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

| | (千円) |
|---------------------|---------|
| | 当事業年度 |
| 顧客サービスに利用するソフトウェア残高 | 426,194 |
| 同ソフトウェア償却額 | 201,952 |

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、顧客サービスに利用するソフトウェアの減価償却について、見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

当該見込販売収益は、当社の事業計画を基礎としている見積項目であり、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があります。実際に発生した収益の時期及び金額が見積りと異なり、見込販売収益の減少が見込まれる場合は、翌事業年度の財務諸表において、ソフトウェアの残高及び償却額に重要な影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する金銭債権及び債務

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 金銭債権 | 3,301千円 | 4,510千円 |
| 金銭債務 | 364 " | 2,558 " |

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

| | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|---------------|--|--|
| 売上高 | 71,529千円 | 42,996千円 |
| 売上原価 | 千円 | 2,000千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 56,541千円 | 4,083千円 |
| 営業取引以外の取引(収入) | 1,980千円 | 2,820千円 |

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度30%、当事業年度29%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度70%、当事業年度71%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) | 当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) |
|-------|--|--|
| 給料手当 | 138,053千円 | 133,652千円 |
| 役員報酬 | 75,150 " | 68,040 " |
| 減価償却費 | 2,647 " | 2,678 " |

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 子会社株式 | 20,319 | 11,092 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|---------------------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 税務上の繰越欠損金 | 58,838千円 | 37,516千円 |
| 未払賞与 | 4,595 " | 5,356 " |
| 未払事業税 | 873 " | 2,346 " |
| 資産除去債務 | 459 " | 460 " |
| 減価償却超過額 | 32,255 " | 49,549 " |
| 株式報酬費用 | 3,721 " | 7,995 " |
| 未払金 | " | 2,898 " |
| 投資有価証券 | " | 2,669 " |
| 関係会社株式 | " | 2,825 " |
| その他 | 647 " | 802 " |
| 繰延税金資産小計 | 101,391千円 | 112,420千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額 | 58,838 " | 37,516 " |
| 将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額 | 42,553 " | 56,352 " |
| 評価性引当額小計 | 101,391千円 | 93,869千円 |
| 繰延税金資産合計 | 千円 | 18,551千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 368千円 | 336千円 |
| その他 | 116 " | " |
| 繰延税金負債合計 | 485千円 | 336千円 |
| 繰延税金資産純額 | 千円 | 18,214千円 |
| 繰延税金負債純額 | 485千円 | 千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2020年3月31日) | 当事業年度 (2021年3月31日) |
|--------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 30.62 % | 30.62 % |
| (調整) | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.18 % | 1.06 % |
| 住民税均等割等 | 0.48 % | 2.50 % |
| 評価性引当額の増減 | 15.08 % | 40.12 % |
| 繰越欠損金の利用 | % | 61.99% |
| 繰越欠損金の期限切れ | 17.54 % | % |
| その他 | 0.89 % | 2.02 % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | 3.54 % | 10.29 % |

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度としての新株式の発行)

当社は、2021年6月23日開催の取締役会において、2021年7月21日を払込完了日とする譲渡制限付株式報酬制度として新株式の発行を行うことについて決議いたしました。

1. 発行の目的及び理由

当社は、2019年5月24日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、当社の対象取締役及び当社執行役員を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、また、2019年6月25日開催の第13回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額200万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

2. 発行の概要

| | |
|---------------------------------|---|
| (1) 払込期日 | 2021年7月21日 |
| (2) 発行する株式の種類及び数 | 当社普通株式 8,650株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき2,163円 |
| (4) 発行総額 | 18,709,950円 |
| (5) 資本組入額 | 1株につき1,081.5円 |
| (6) 資本組入額の総額 | 9,354,975円 |
| (7) 募集または割当方法 | 譲渡制限付株式を割り当てる方法 |
| (8) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割当てる株式の数 | 当社の取締役（社外取締役を除く。）4名 7,724株 当社の執行役員 2名 926株 |
| (9) その他 | 本新株式発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 |

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却 累計額 |
|--------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|-------------|
| 有形固定資産 | 建物 | 3,855 | | | 338 | 3,516 | 994 |
| | 工具、器具及び備品 | 5,801 | 3,486 | | 4,332 | 4,955 | 20,800 |
| | 計 | 9,656 | 3,486 | | 4,671 | 8,471 | 21,795 |
| 無形固定資産 | ソフトウェア | 440,968 | 192,079 | | 203,242 | 429,804 | |
| | ソフトウェア仮勘定 | | 214,677 | 192,079 | | 22,598 | |
| | 計 | 440,968 | 406,757 | 192,079 | 203,242 | 452,403 | |

- (注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。
 ソフトウェア 当社製品「Bplats®」の機能追加192,079千円
 ソフトウェア仮勘定 当社製品「Bplats®」の構築214,677千円
2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。
 ソフトウェア仮勘定 当社製品「Bplats®」の機能追加192,079千円

【引当金明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|--|
| 事業年度 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎事業年度末日の翌日から3か月以内 |
| 基準日 | 毎年3月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年9月30日、毎年3月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 |
| 買取手数料 | 無料 |
| 公告掲載方法 | 電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.bplats.co.jp/ |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第14期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2020年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第15期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）2020年8月14日関東財務局長に提出。

第15期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）2020年11月13日関東財務局長に提出。

第15期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）2021年2月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2020年6月25日関東財務局長に提出

(5) 臨時報告書の訂正報告書

訂正報告書（上記(4) 臨時報告書の訂正報告書）2020年9月29日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第14期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）2021年6月24日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

ビープラッツ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白田英生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野龍也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているビープラッツ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビープラッツ株式会社及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| ソフトウェアの評価 | |
|--|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社はサブスクリプション取引管理のITプラットフォームにより顧客にサービスを提供している。</p> <p>連結財務諸表注記「重要な会計上の見積り 顧客サービスに利用するソフトウェアの償却計算」に記載されているとおり、当連結会計年度末における当該サービスに利用するソフトウェア残高は426,194千円（連結総資産の約45%）、当連結会計年度におけるソフトウェア償却額は215,368千円である。</p> <p>連結財務諸表注記「3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載されているとおり、会社は当該サービスに利用するソフトウェアの償却計算において、見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法を採用しており、見込販売収益の減少が見込まれる場合は減少が見込まれる販売収益に相当する取得原価を費用処理している。</p> <p>見込販売収益は会社の事業計画を基礎としており、当該サービスの需要見積り等の重要な仮定に関する経営者の判断を含む。このため、当監査法人は、ソフトウェア償却計算の基礎となる見込販売収益の適切性の検討が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は、顧客サービスに利用するソフトウェア償却計算の基礎となる見込販売収益の適切性を検討するため、主に以下の監査手続きを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定された見込販売収益が、取締役会で承認されていることを確かめた。 ・ 見込販売収益が想定する受注・販売額及び市場成長率の仮定について経営管理者等に質問するとともに、市場予測及び利用可能な外部データと比較した。 ・ 見込販売収益との整合性を確認するため、見込販売収益の基礎となる顧客との商談記録やOEM提供時に取締役会で議論される目標販売額を閲覧した。 ・ 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度における見込販売収益とその後の実績を比較した。 |

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

ビーブラッツ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白田英生

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野龍也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているビーブラッツ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビーブラッツ株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| ソフトウェアの評価 | |
|---|--|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社はサブスクリプション取引管理のITプラットフォームにより顧客にサービスを提供している。</p> <p>財務諸表注記「重要な会計上の見積り 顧客サービスに利用するソフトウェアの償却計算」に記載されているとおり、当事業年度末における当該サービスに利用するソフトウェア残高は426,194千円（総資産の約45%）、当事業年度におけるソフトウェア償却額は201,952千円である。</p> <p>財務諸表注記「重要な会計方針 2. 固定資産の減価償却方法」に記載されているとおり、会社は当該サービスに利用するソフトウェアの償却計算において、見込販売収益に基づく償却額と見込有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とのいずれか大きい額を計上する方法を採用しており、見込販売収益の減少が見込まれる場合は減少が見込まれる販売収益に相当する取得原価を費用処理している。</p> <p>見込販売収益は会社の事業計画を基礎としており、当該サービスの需要見積り等の重要な仮定に関する経営者の判断を含む。このため、当監査法人は、ソフトウェア償却計算の基礎となる見込販売収益の適切性の検討が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は、顧客サービスに利用するソフトウェア償却計算の基礎となる見込販売収益の適切性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定された見込販売収益が、取締役会で承認されていることを確かめた。 ・ 見込販売収益が想定する受注・販売額及び市場成長率の仮定について経営管理者等に質問するとともに、市場予測及び利用可能な外部データと比較した。 ・ 見込販売収益との整合性を確認するため、見込販売収益の基礎となる顧客との商談記録やOEM提供時に取締役会で議論される目標販売額を閲覧した。 ・ 経営者の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度における見込販売収益とその後の実績を比較した。 |

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している

かどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。